

資料-2 各種資料（一覧表・図）

■表-2.1 京田辺市内の雨量観測所一覧表

設置場所	観測所名	管 理
京田辺市田辺明田1	田 辺	山城北土木事務所
京田辺市甘南備台	甘南備	山城北土木事務所
京田辺市天王大尾41-5	高 船	山城北土木事務所
京田辺市薪西浜	京田辺	京都地方気象台
京田辺市田辺78	京田辺市（消防本部）	京田辺市（消防本部）

■表-2.2 京田辺市周辺の水位観測所及び河川監視カメラ一覧表

(水位観測所)

河川名	観測所名	水防団 待 機 水 位	氾濫 注 意 水 位	堤防高	管 理
木津川	飯 岡	2.00m	3.50m	-	近畿地方整備局 淀川河川事務所
普賢寺川	三山木	0.90m	1.20m	3.88m	山城北土木事務所
普賢寺川	山北－ 普賢寺川-1	-	-	-	山城北土木事務所
手原川	手原川	0.70m	1.30m	2.56m	山城北土木事務所
天津神川	天津神川	0.40m	0.80m	1.25m	山城北土木事務所
馬坂川	馬坂川	0.40m	0.70m	1.19m	山城北土木事務所
防賀川	興戸（防賀川）	0.40m	1.00m	2.94m	山城北土木事務所
防賀川	水分橋	-	-	-	山城北土木事務所
遠藤川	山北－ 遠藤川-1	-	-	-	山城北土木事務所
煤谷川	菱 田	0.70m	1.30m	4.23m	山城南土木事務所

(河川監視カメラ)

河川名	箇 所 名	設置場所	水害警報	管 理
普賢寺川	三山木観測所	京田辺市三山木	指定河川	山城北土木事務所
手原川	手原川	京田辺市薪井手	指定河川	山城北土木事務所
天津神川	天津神川	京田辺市田辺道場	指定河川	山城北土木事務所
馬坂川	馬坂川	京田辺市田辺	指定河川	山城北土木事務所
防賀川	興戸（防賀川）	京田辺市興戸南鉢立	指定河川	山城北土木事務所
煤谷川	北稻八間	精華町北稻八間（調整池付近）	指定河川	山城南土木事務所

■表-2.3 河川一覧表

河川名	管理団体	水路延長(km)
木津川	国	9.2
普賢寺川	京都府	9.4
手原川	京都府	2.85
	京田辺市	1.4
防賀川	京都府	14.13
天津神川	京都府	2.0
	京田辺市	0.94
馬坂川	京都府	3.3
	京田辺市	0.6
遠藤川	京都府	1.7
	京田辺市	1.25
大谷川	京都府	9.09
鬼灯川	京都府	1.6
直田川	京田辺市	1.25
宇頭城川	京田辺市	0.97
駒ヶ谷川	京田辺市	0.7
虚空蔵谷川	京田辺市	3.08
松井仲ノ谷川	京田辺市	0.71
責谷川	京田辺市	1.05
名松川	京田辺市	1.3
古森川	京田辺市	0.98
池田川	京田辺市	0.8
仲ノ谷川	京田辺市	0.8
竜王谷川	京田辺市	0.4
黒田川	京田辺市	0.65
防賀川上津屋放水路	京都府	0.75
防賀川神矢放水路	京都府	0.293

■表-2.4 排水機場一覧

	田辺排水機場	三野排水機場	神矢排水機場
種類	横型斜流	渦巻	水中斜流
口径・台数	1,000mm 1台	1,000mm 1台	600mm 3台
能力・台数	2.5m ³ /S 1台	2.1m ³ /S 1台	0.83m ³ /S 3台
総能力	2.3m ³ /S	2.1m ³ /S	2.5m ³ /S
実揚程	4.75m	2.01~3.42m	14.6m
計画河川水位	—	—	—
計画排水路水位	—	—	—
原動機馬力	ディーゼル280HP 1台	235HP 1台	175KW 3台
事業年度	昭和30~34年	昭和25年度	昭和62年
施設管理者	綴喜西部土地改良区		

■表-2.5 市内重要水閘門一覧表

	流入河川名	施設名	管理機関名	操作責任者	目的	左右岸別	一級普通その他	完成年度
1	—	三野揚水樋門	京田辺市	木津川用水水理組合	農業用取水	左	—	S 55
2	防賀川	三野揚排水機場	綴喜西部土地改良区	綴喜西部土地改良区	内水排水	左	一級	S 26
3	名松川	名松排水樋門	国土交通省	木津川出張所	内水排水	左	準用	H 7
4	防賀川	田辺排水機場	綴喜西部土地改良区	綴喜西部土地改良区	内水排水	左	普通	S 35
5	防賀川	西浜排水樋門	京田辺市	田辺区	内水排水	左	普通	不明
6	水路	大森排水樋門	京田辺市	飯岡区	内水排水	左	その他	H 3
7	水路	井路川排水樋門	京田辺市	江津区	内水排水	左	普通	S 60
8	防賀川	神矢樋門	国土交通省	木津川出張所	内水排水	左	一級	S 56
9	直田川	久保田悪水樋門	国土交通省	木津川出張所	内水排水	左	準用	S 62
10	防賀川	神矢排水機場	綴喜西部土地改良区	綴喜西部土地改良区	内水排水	左	一般	S 62
11	防賀川	神矢排水機場	国土交通省	木津川出張所	内水排水	左	一般	S 63
12	防賀川	東水門	京都府	綴喜西部土地改良区	内水排水		一般	S 61
13	防賀川	東第2水門	京都府	綴喜西部土地改良区	内水排水		一般	H 6

■表-2.6 地すべり防止区域一覧表

地すべり 防 止 区 域 名	位 置	面積 (ha)	地 質	地すべり 履 歴	備 考
天王黒岩	水取般若 水取岩神 天王深道 天王黒岩 天王石坂 天王下水無滝地内	12.0	新第三紀層	H3年	H3年指定 H10年追加指定(1.33ha)

出典：京田辺市農政課資料

■表-2.7 急傾斜地崩壊危険区域一覧表

区 域 番 号	区 域 の 名 称	所 在 地	追 加 指 定 定 年 月 日	指 定 面 積 (ha)	斜 面 の 区 分	高さ (m)		延 長 (m)	勾配 (度)	想定被害区域の概要					
						最 高	平 均			住 宅	公 共 的 建 物 (棟)	其 他 の 建 物 (棟)	公 共 施 設	そ の 他	
最 大	平 均	一 戸 建 (棟)	ア パ ート 等 (世 帯)												
1	松 井	松井里ヶ市、松井向山地内	S46.4.6	0.36	自然斜面	10.1	9.1	195.0	40						
2-1	天王 I	天王下垣内地内	S54.11.27	1.775	自然斜面	15.2			35	15	1	公民館	市道 160m		
2-2	天王 II	天王上垣内、天王繩手地内	S57.11.5	1.07	自然斜面	22.0	9.0	215.0	65	50	14		倉庫及びアパート等	市道 34m	
2-3	天王 III	天王繩手、天王大岩、天王上垣内、天王下垣内地内	S58.9.30	2.26	自然斜面	18.0	10.0	256.9	50	40	23	消防機具庫1 寺院 1	倉庫及びアパート等 市道 34m	消防栓水槽 300m	1
2-4	天王 IV	天王上垣内、天王大岩地内	S60.1.18	0.06	自然斜面	12.0	10.0	25.0	70	60	1	寺院 1	倉庫 1		
2-5	天王 V	天王大岩地内	H 4.3.31	0.13	人工斜面	8.5	7.5	50.0	60	55	2		蔵・倉庫 6	市道 43m	
2-6	天王 VI	天王上垣内地内	H 4.3.31	0.1	人工斜面	9.0	6.0	22.0	55	53	1		蔵・倉庫 3	市道 45m	
2-7	天王 VII	天王上垣内地内	H18.7.21	0.03	人工斜面	5.8	5.7	30.1	57	52	3			災害時 要配慮者 関連施設	
3	高 船	高船里地内	S56.3.17	0.67	自然斜面	15.0	8.0	170.0	70	60	9	13	1	倉庫及びアパート等 13	
4	岡 村	大住岡村地内	S59.4.3	0.29	自然斜面	6.5	5.5	103.8	65	55	5				

出典：山城北土木事務所資料

■表-2.8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧表(1)

番号	自治会区	区域名	区域番号	指定種別		所在地	自然現象
				警戒区域	特別警戒区域		
1	天 王	高ヶ峯1	新ニ1011	○	—	京田辺市天王高ヶ峯	土石流
2		高ヶ峯2	新ニ1012	○	—	京田辺市天王高ヶ峯	土石流
3		奥谷1	新ニ1013	○	—	京田辺市天王奥谷	土石流
4		奥谷2	新ニ1013-2	○	—	京田辺市天王奥谷	土石流
5		平畑	新ニ2015	○	—	京田辺市天王平畑	土石流
6		清水	新ニ3017	○	○	京田辺市天王清水	土石流
7		石坂	新ニ3018	○	—	京田辺市天王石坂	土石流
8		辻山	新ニ3021	○	○	京田辺市天王辻山	土石流
9		口石畑1	新ニ3022	○	○	京田辺市天王口石畑	土石流
10		奥石畑	新ニ3023	○	○	京田辺市天王奥石畑	土石流
11		谷川	新ニ3024	○	—	京田辺市天王谷川	土石流
12		長畑	新ニ3025	○	○	京田辺市天王長畑	土石流
13		天王(2)	ニ1015	○	○	京田辺市天王繩手	急傾斜地の崩壊
14		中別所A	ニ1015-2	○	○	京田辺市天王中別所	急傾斜地の崩壊
15		中別所B	ニ1015-3	○	○	京田辺市天王中別所	急傾斜地の崩壊
16		東頭	ニ1015-4	○	○	京田辺市天王東頭	急傾斜地の崩壊
17		上樋ノ本	ニ1015-5	○	○	京田辺市天王上樋ノ本	急傾斜地の崩壊
18		天王(3)	ニ1016	○	○	京田辺市天王大岩	急傾斜地の崩壊
19		上垣内	ニ1016-2	○	○	京田辺市天王上垣内	急傾斜地の崩壊
20		上白光田A	ニ1017	○	○	京田辺市天王上白光田	急傾斜地の崩壊
21		深道A	ニ1017-2	○	○	京田辺市天王深道	急傾斜地の崩壊
22		深道B	ニ1017-3	○	○	京田辺市天王深道	急傾斜地の崩壊
23		上白光田B	ニ1017-4	○	○	京田辺市天王上白光田	急傾斜地の崩壊
24		大岩	ニ2018	○	○	京田辺市天王大岩	急傾斜地の崩壊
25		天王	ニ2019	○	○	京田辺市天王下垣内	急傾斜地の崩壊
26		口石畑A	ニ2019-2	○	○	京田辺市天王口石畑	急傾斜地の崩壊
27		口石畑B	ニ2019-3	○	○	京田辺市天王口石畑	急傾斜地の崩壊
28		大谷	ニ2019-4	○	○	京田辺市天王大谷	急傾斜地の崩壊
29		禿尾	ニ2019-5	○	○	京田辺市天王禿尾	急傾斜地の崩壊
30	打 田	宮東B	ニ1019	○	○	京田辺市打田宮東	急傾斜地の崩壊
31		宮前A	ニ1020	○	○	京田辺市打田宮前	急傾斜地の崩壊
32		宮前B	ニ1020-1	○	○	京田辺市打田宮前	急傾斜地の崩壊
33		地蔵山	ニ2021	○	○	京田辺市打田地蔵山	急傾斜地の崩壊
34		埜田野	ニ2021-1	○	○	京田辺市打田埜田野	急傾斜地の崩壊
35		宮下A	ニ2022	○	○	京田辺市打田宮下	急傾斜地の崩壊
36		宮東A	ニ2022-1	○	○	京田辺市打田宮東	急傾斜地の崩壊
37		宮下B	ニ2022-2	○	○	京田辺市打田宮下	急傾斜地の崩壊
38		宮本A	ニ2024	○	○	京田辺市打田宮本	急傾斜地の崩壊
39		宮本B	ニ2024-1	○	○	京田辺市打田宮本	急傾斜地の崩壊

■表-2.8(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧表 (2)

番号	自治会区	区域名	区域番号	指定種別		所在地	自然現象
				警戒区域	特別警戒区域		
40	健康ヶ丘	薪B	ニ3001-1	○	○	京田辺市薪狼谷	急傾斜地の崩壊
41		薪C	ニ3001-2	○	—	京田辺市薪狼谷	急傾斜地の崩壊
42		大住C	ニ1034	○	—	京田辺市大住女谷	急傾斜地の崩壊
43		大住E	ニ1034-2	○	—	京田辺市大住虚空蔵谷	急傾斜地の崩壊
44		大住F	ニ1034-3	○	○	京田辺市大住女谷	急傾斜地の崩壊
45		大住G	ニ1034-4	○	○	京田辺市大住女谷	急傾斜地の崩壊
46		大住H	ニ1014	○	—	京田辺市大住賁谷	急傾斜地の崩壊
47		大住M	ニ1014-5	○	○	京田辺市大住仲ノ谷	急傾斜地の崩壊
48		大住2	新ニ2003-2	○	○	京田辺市大住	土石流
49	松井	松井1	新ニ2001	○	—	京田辺市松井	土石流
50		松井2	新ニ2002	○	○	京田辺市松井	土石流
51		松井A	ニ2026	○	○	京田辺市松井向山	急傾斜地の崩壊
52		松井D	ニ1021-1	○	○	京田辺市松井大ヶ市	急傾斜地の崩壊
53	岡村	大住A	ニ2001	○	—	京田辺市大住岡村	急傾斜地の崩壊
54	興戸	田辺D	ニ1004	○	○	京田辺市興戸北鉢立	急傾斜地の崩壊
55		田辺E	ニ1004-1	○	○	京田辺市興戸北鉢立	急傾斜地の崩壊
56		興戸A	ニ1005	○	○	京田辺市興戸宮ノ前	急傾斜地の崩壊
57		興戸B	ニ1005-1	○	○	京田辺市興戸垣内	急傾斜地の崩壊
58		興戸	5	○	—	京田辺市興戸山添・御垣内	地すべり
59	同志社国際中	三山木C	ニ1006-2	○	○	京田辺市三山木天神山	急傾斜地の崩壊
60	高木	三山木B	ニ1006-1	○	○	京田辺市三山木天神山	急傾斜地の崩壊
61	山崎	三山木D	ニ3003	○	○	京田辺市三山木谷浦	急傾斜地の崩壊
62		三山木H	ニ1007	○	○	京田辺市三山木山崎	急傾斜地の崩壊
63	多々羅	多々羅A	ニ2005	○	○	京田辺市多々羅中垣内	急傾斜地の崩壊
64		多々羅B	ニ2006-1	○	○	京田辺市多々羅東平川原	急傾斜地の崩壊
65	普賢寺	普賢寺1	新ニ2006	○	—	京田辺市普賢寺宇頭城	土石流
66		普賢寺2	新ニ2007	○	○	京田辺市普賢寺宇頭城	土石流
67		普賢寺3	新ニ2011	○	—	京田辺市普賢寺野神	土石流
68		普賢寺4	新ニ3014	○	○	京田辺市普賢寺野神	土石流
69		普賢寺A	ニ1012	○	○	京田辺市普賢寺御所ノ内	急傾斜地の崩壊
70		普賢寺B	ニ1012-1	○	○	京田辺市普賢寺御所ノ内	急傾斜地の崩壊
71		普賢寺C	ニ2011	○	○	京田辺市普賢寺御所ノ内	急傾斜地の崩壊
72		普賢寺D	ニ2009	○	○	京田辺市普賢寺宇頭城	急傾斜地の崩壊
73		普賢寺E	ニ2008	○	○	京田辺市普賢寺宇頭城	急傾斜地の崩壊
74		普賢寺F	ニ2008-1	○	○	京田辺市普賢寺上大門	急傾斜地の崩壊
75		普賢寺G	ニ2008-2	○	○	京田辺市普賢寺宇頭城	急傾斜地の崩壊
76		普賢寺H	ニ1011	○	—	京田辺市普賢寺下大門	急傾斜地の崩壊
77		普賢寺I	ニ1011-1	○	○	京田辺市普賢寺下大門	急傾斜地の崩壊
78		普賢寺J	ニ2010-1	○	○	京田辺市普賢寺中島	急傾斜地の崩壊
79		普賢寺K	ニ2010-2	○	○	京田辺市普賢寺野神	急傾斜地の崩壊

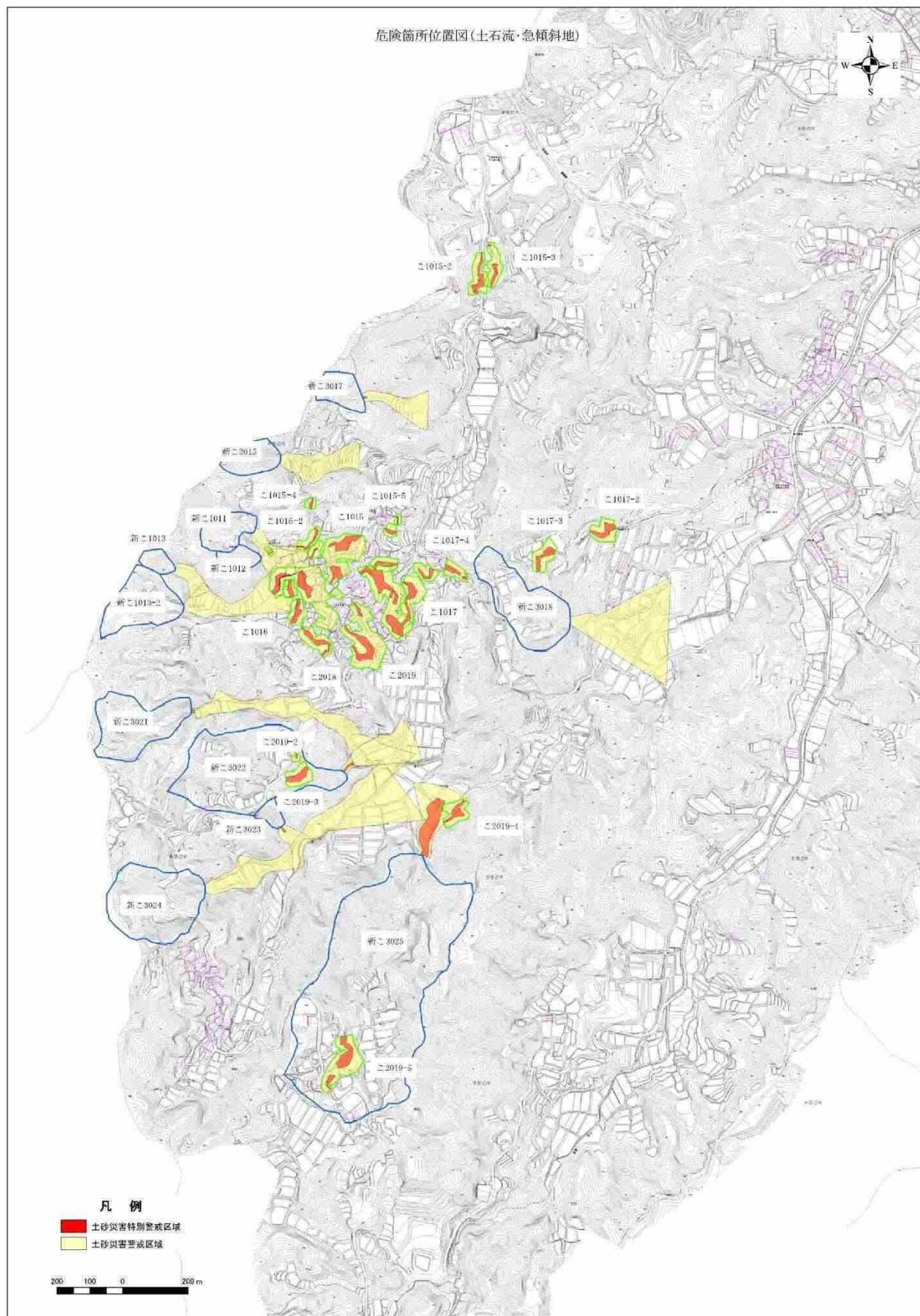
■表-2.8(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧表(3)

番号	自治会区	区域名	区域番号	指定種別		所在地	自然現象
				警戒区域	特別警戒区域		
80	普賢寺	普賢寺L	ニ2010	○	○	京田辺市普賢寺公家谷	急傾斜地の崩壊
81	水取	水取1	新ニ2009	○	—	京田辺市水取清水	土石流
82		水取2	新ニ2010	○	—	京田辺市水取清水	土石流
83		水取3	新ニ3016	○	—	京田辺市水取東光明谷	土石流
84		水取4	新ニ2010-1	○	—	京田辺市水取稻葉	土石流
85		水取5	新ニ2010-2	○	○	京田辺市水取稻葉	土石流
86		水取6	新ニ3016-1	○	—	京田辺市水取梅ノ木峠	土石流
87		水取A	ニ2012	○	○	京田辺市水取稻葉	急傾斜地の崩壊
88		水取B	ニ2012-1	○	○	京田辺市水取稻葉	急傾斜地の崩壊
89		水取C	ニ2012-2	○	○	京田辺市水取稻葉	急傾斜地の崩壊
90		水取D	ニ2013	○	○	京田辺市水取清水	急傾斜地の崩壊
91		水取E	ニ2015	○	○	京田辺市水取御家	急傾斜地の崩壊
92		水取F	ニ2013-1	○	○	京田辺市水取鋸	急傾斜地の崩壊
93		水取G	ニ2015-1	○	○	京田辺市水取梅ノ木峠	急傾斜地の崩壊
94	高船	高船1	新ニ2016	○	○	京田辺市高船里	土石流
95		高船2	新ニ2017	○	○	京田辺市高船南谷	土石流
96		高船3	新ニ2017-1	○	—	京田辺市高船南谷・里	土石流
97		高船A	ニ1018	○	○	京田辺市高船里	急傾斜地の崩壊
98		高船B	ニ1018-1	○	○	京田辺市高船里	急傾斜地の崩壊
99		高船C	ニ2020	○	○	京田辺市高船里・南谷	急傾斜地の崩壊
100		高船D	ニ2020-1	○	○	京田辺市高船南谷	急傾斜地の崩壊
101		高船E	ニ1018-2	○	○	京田辺市高船里	急傾斜地の崩壊
102		高船F	ニ1018-3	○	○	京田辺市高船里	急傾斜地の崩壊
103		高船G	ニ1018-4	○	○	京田辺市高船里	急傾斜地の崩壊
104		高船H	ニ1018-5	○	○	京田辺市高船里	急傾斜地の崩壊
105		高船I	ニ1018-6	○	○	京田辺市高船里	急傾斜地の崩壊
106		高船J	ニ1018-7	○	○	京田辺市高船谷川・池/谷	急傾斜地の崩壊
107		高船K	ニ1018-8	○	○	京田辺市高船里	急傾斜地の崩壊
108		高船L	ニ1018-9	○	○	京田辺市高船里	急傾斜地の崩壊
109		高船M	ニ1018-10	○	○	京田辺市高船前田	急傾斜地の崩壊
110	西八	大住1	新ニ2003	○	—	京田辺市大住	土石流
111		大住B	ニ2001-1	○	—	京田辺市大住池平	急傾斜地の崩壊
112		大住D	ニ1034-1	○	○	京田辺市大住虚空藏谷	急傾斜地の崩壊
113	二又	三山木E	ニ3003-1	○	○	京田辺市三山木谷垣内	急傾斜地の崩壊
114	南山東	三山木F	ニ3003-2	○	○	京田辺市三山木柚ノ木	急傾斜地の崩壊
115	南山西	三山木G	ニ3003-3	○	○	京田辺市三山木柚ノ木	急傾斜地の崩壊
116	出垣内	三山木I	ニ1007-1	○	○	京田辺市三山木西羅	急傾斜地の崩壊
117		三山木J	ニ1007-2	○	○	京田辺市三山木山田	急傾斜地の崩壊
118		三山木K	ニ1007-3	○	○	京田辺市三山木北垣内	急傾斜地の崩壊

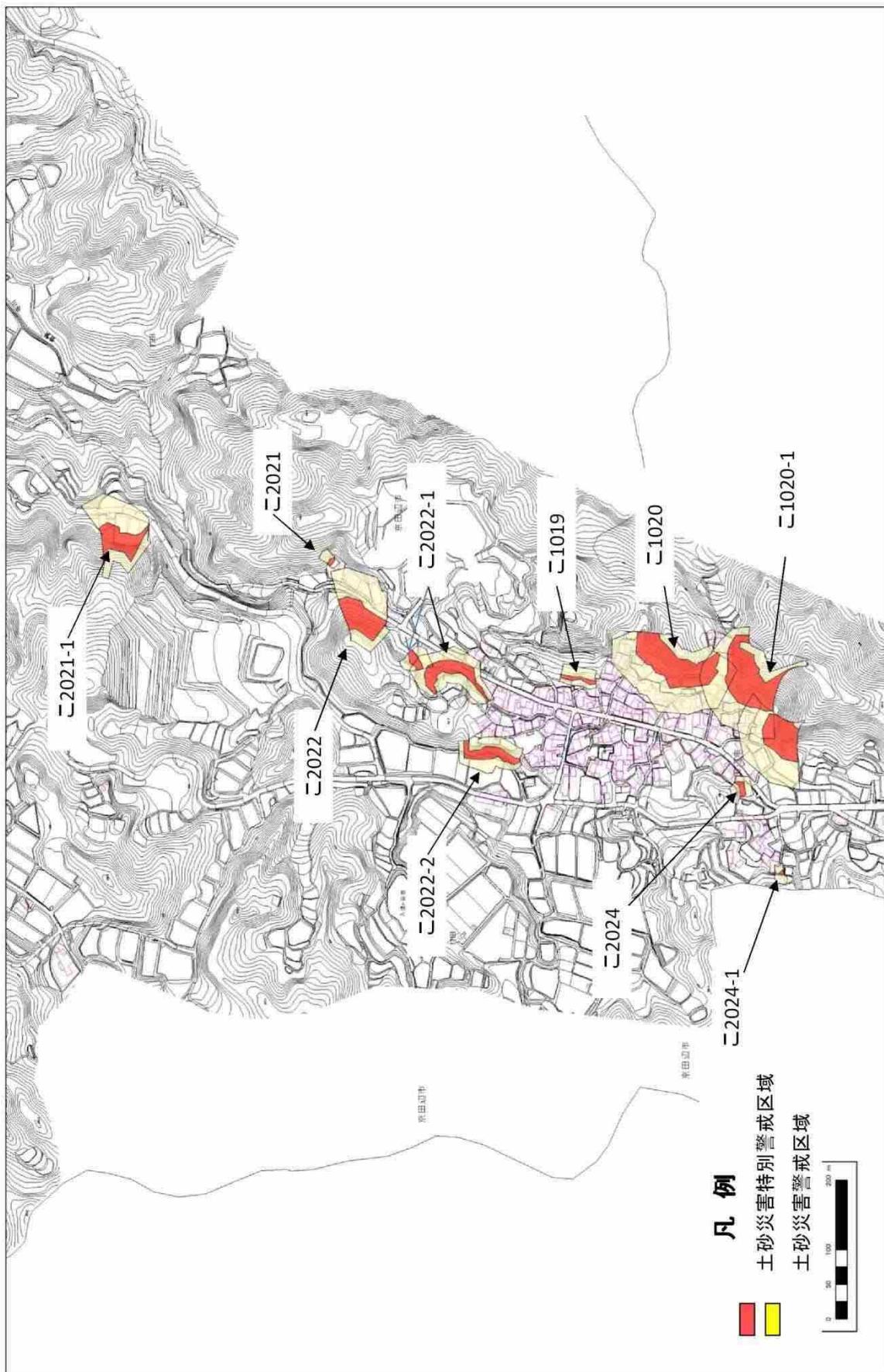
■表-2.8(4) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧表 (4)

番号	自治会区	区域名	区域番号	指定種別		所在地	自然現象
				警戒区域	特別警戒区域		
119	飯 岡	飯岡A	ニ2003-1	○	○	京田辺市飯岡北原	急傾斜地の崩壊
120		飯岡B	ニ2003-2	○	○	京田辺市飯岡西原	急傾斜地の崩壊
121		飯岡C	ニ2003-3	○	○	京田辺市飯岡中峯	急傾斜地の崩壊
122		飯岡D	ニ2003-4	○	○	京田辺市飯岡北原	急傾斜地の崩壊
123	宮 ノ 口	宮津1	新ニ1009	○	—	京田辺市宮津北浦	土石流
124		宮津2	新ニ1009-1	○	—	京田辺市宮津北浦	土石流
125		宮津3	新ニ1010	○	—	京田辺市宮津北浦	土石流
126		宮津A	ニ1010	○	○	京田辺市宮津白山	急傾斜地の崩壊
127		宮津B	ニ1010-1	○	○	京田辺市宮津北浦	急傾斜地の崩壊
128	山 手 東	松井E	ニ1021-2	○	○	京田辺市松井今池/山手東1丁目	急傾斜地の崩壊
129		松井F	ニ1021-3	○	○	京田辺市松井上池/谷/山手東1丁目	急傾斜地の崩壊
130		松井G	ニ1021-4	○	○	京田辺市松井入道ヶ谷	急傾斜地の崩壊
131	大住ヶ丘	大住K	ニ1014-3	○	○	京田辺市大住貴谷	急傾斜地の崩壊
132		大住L	ニ1014-4	○	○	京田辺市大住峡谷	急傾斜地の崩壊
133	薪	薪1	ニ001	○	○	京田辺市薪	土石流
134		薪4	新ニ1002	○	○	京田辺市薪	土石流
135		薪5	新ニ1002-2	○	○	京田辺市薪	土石流
136		薪A	ニ3001	○	—	京田辺市薪井手	急傾斜地の崩壊
137		薪E	ニ3001-4	○	○	京田辺市薪井手	急傾斜地の崩壊
138		薪F	ニ3001-5	○	—	京田辺市薪大欠	急傾斜地の崩壊
139		薪G	ニ3001-6	○	○	京田辺市薪大欠	急傾斜地の崩壊
140		薪M	ニ1001-3	○	—	京田辺市薪堀切谷	急傾斜地の崩壊
141	一休ヶ丘	薪H	ニ1001	○	○	京田辺市薪長尾谷	急傾斜地の崩壊
142		薪J	ニ1001-2	○	○	京田辺市薪長尾谷	急傾斜地の崩壊
143		薪K	ニ1002	○	○	京田辺市薪小欠	急傾斜地の崩壊
144		薪L	ニ1026	○	○	京田辺市薪小欠	急傾斜地の崩壊
145		田辺B	ニ1027-1	○	—	京田辺市田辺狐川	急傾斜地の崩壊
146		田辺C	ニ1027-2	○	—	京田辺市田辺狐川	急傾斜地の崩壊
147		田辺F	ニ1004-2	○	○	京田辺市田辺茂ヶ谷	急傾斜地の崩壊
148	田 辺	田辺1	新ニ2005	○	—	京田辺市田辺	土石流
149		田辺A	ニ1027	○	—	京田辺市田辺平/田辺狐川	急傾斜地の崩壊
150		田辺G	ニ1004-3	○	○	京田辺市田辺外ヶ谷	急傾斜地の崩壊
151	江 津	宮津4	新ニ2013	○	—	京田辺市宮津西浦	土石流
152		宮津5	新ニ2013-2	○	○	京田辺市宮津佐牙垣内	土石流
153		宮津6	新ニ2014	○	○	京田辺市宮津西浦	土石流
154		宮津C	ニ1008	○	○	京田辺市宮津宮ノ下・佐牙垣内	急傾斜地の崩壊
155		宮津D	ニ1008-2	○	○	京田辺市宮津佐牙垣内	急傾斜地の崩壊
156		宮津E	ニ3004	○	○	京田辺市宮津佐牙垣内	急傾斜地の崩壊
157	同 志 社 住 宅 地	三山木A	ニ1006	○	—	京田辺市三山木天神山	急傾斜地の崩壊
158		三山木L	ニ1006-3	○	○	京田辺市三山木天神山	急傾斜地の崩壊

■図-2.1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（天王）



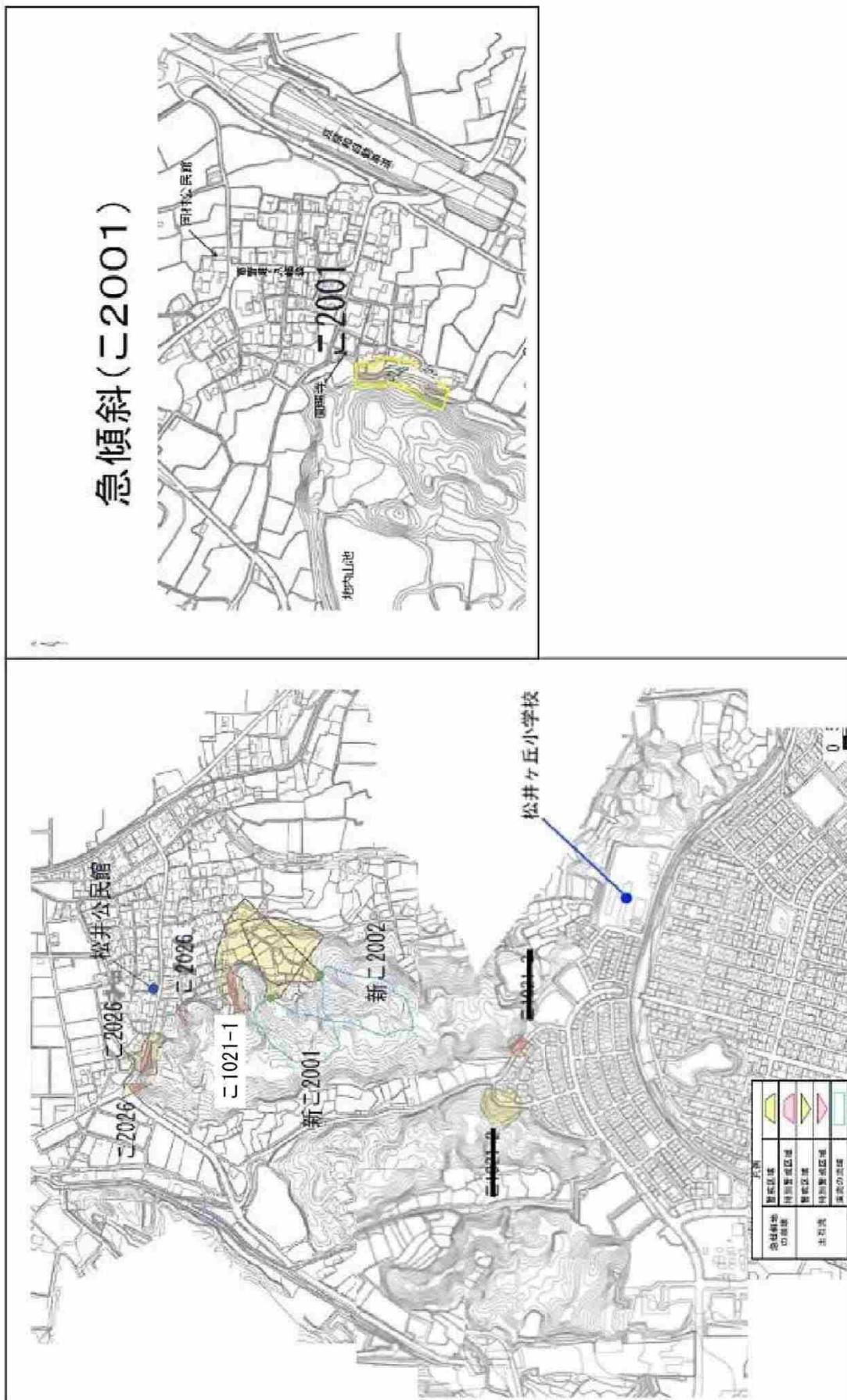
■図-2.1(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（打田）



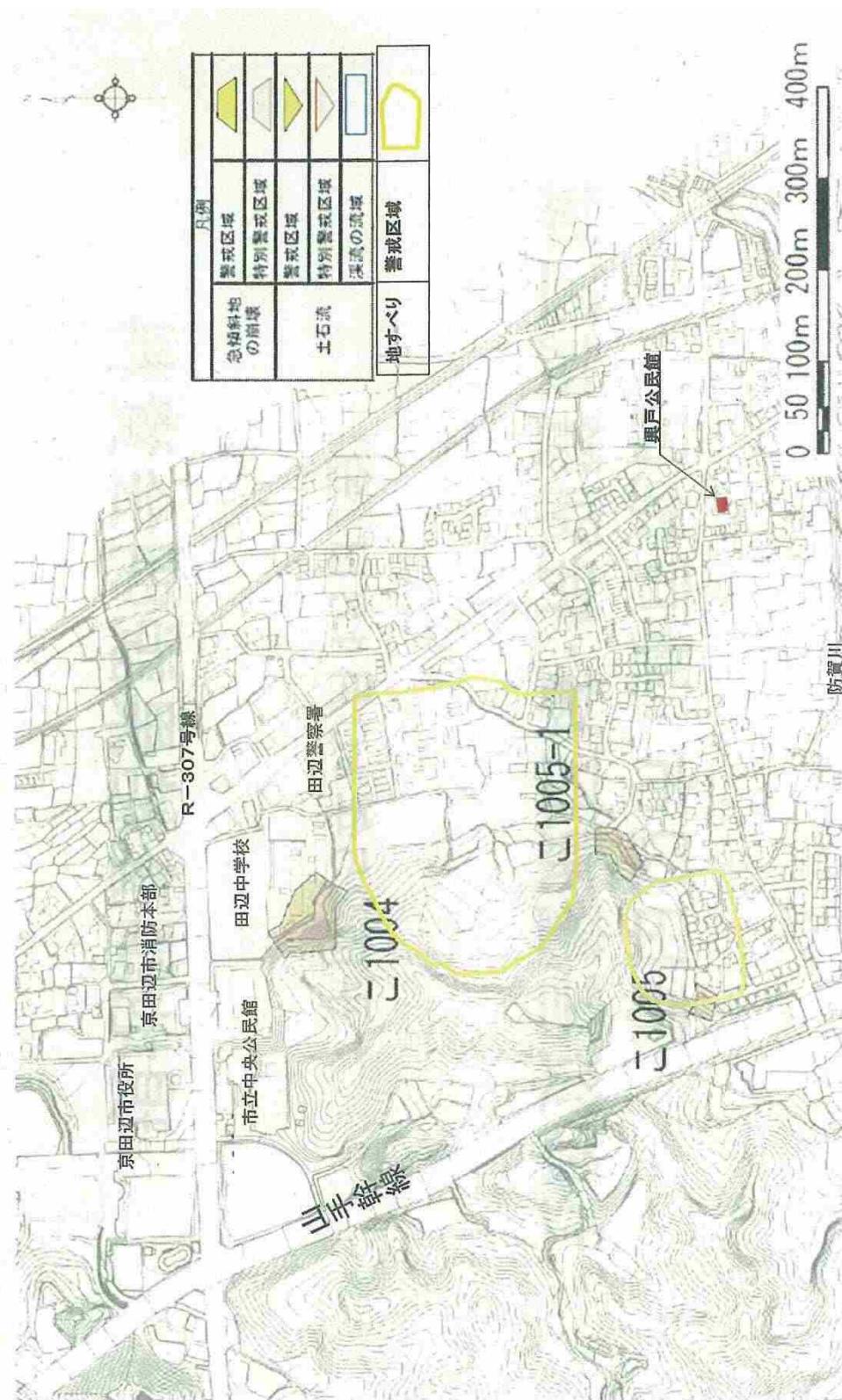
■図-2.1(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（健康ヶ丘）



■図-2.1(4) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（松井、岡村）



■図-2.1(5) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（興戸）



■図-2.1(6) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（同志社国際中学校・高木）



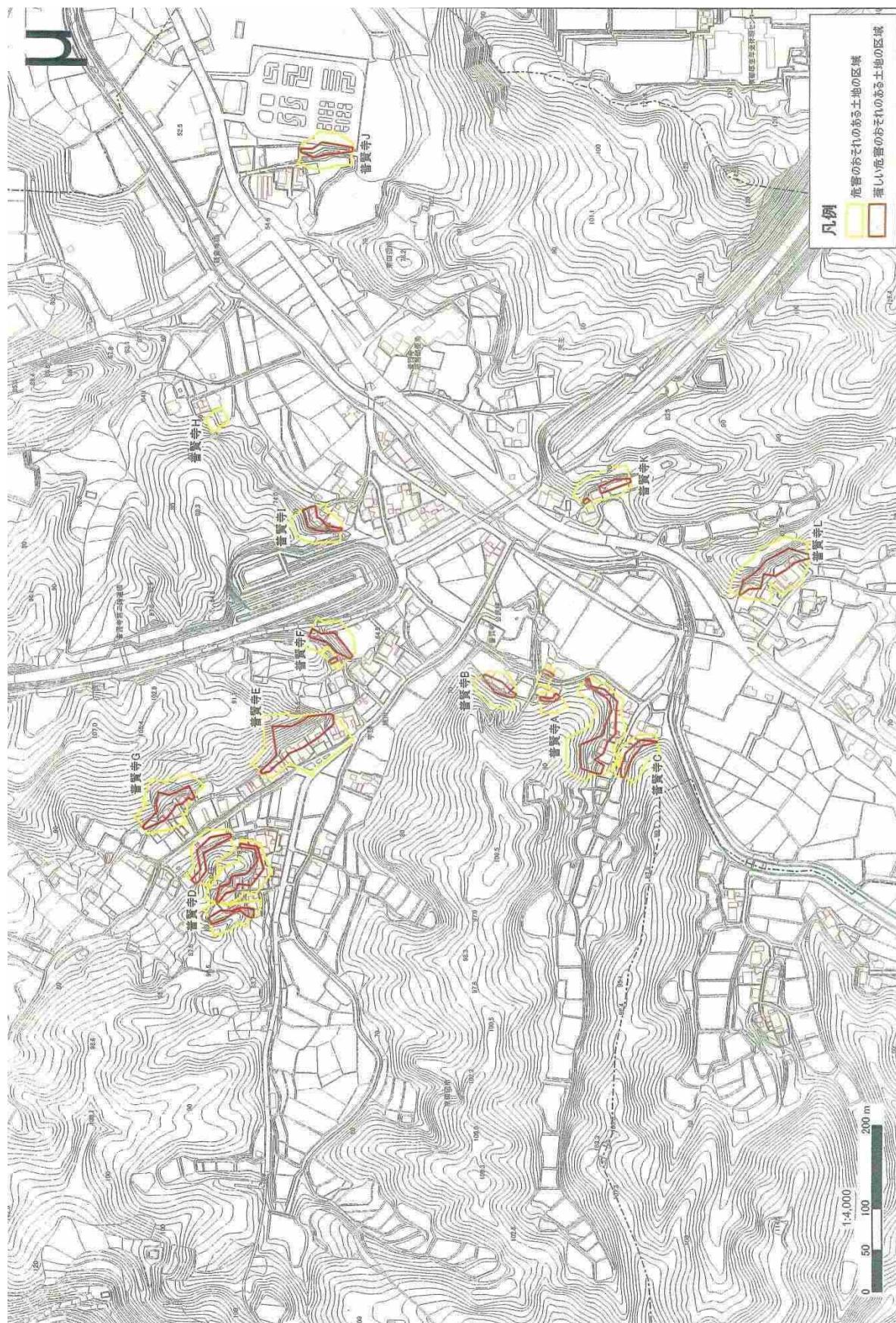
■図-2.1(7) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（山崎）



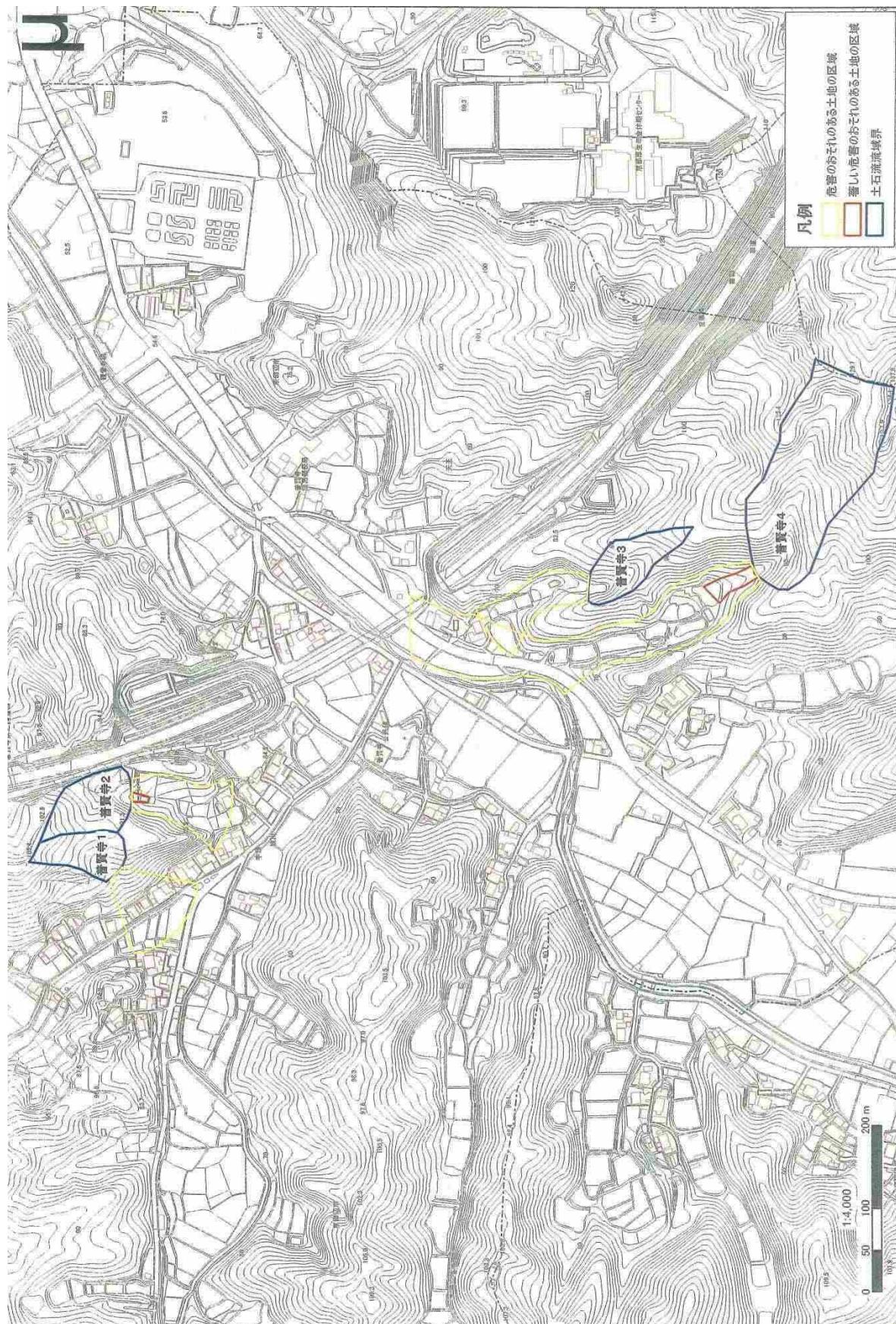
■図-2.1(8) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（多々羅）



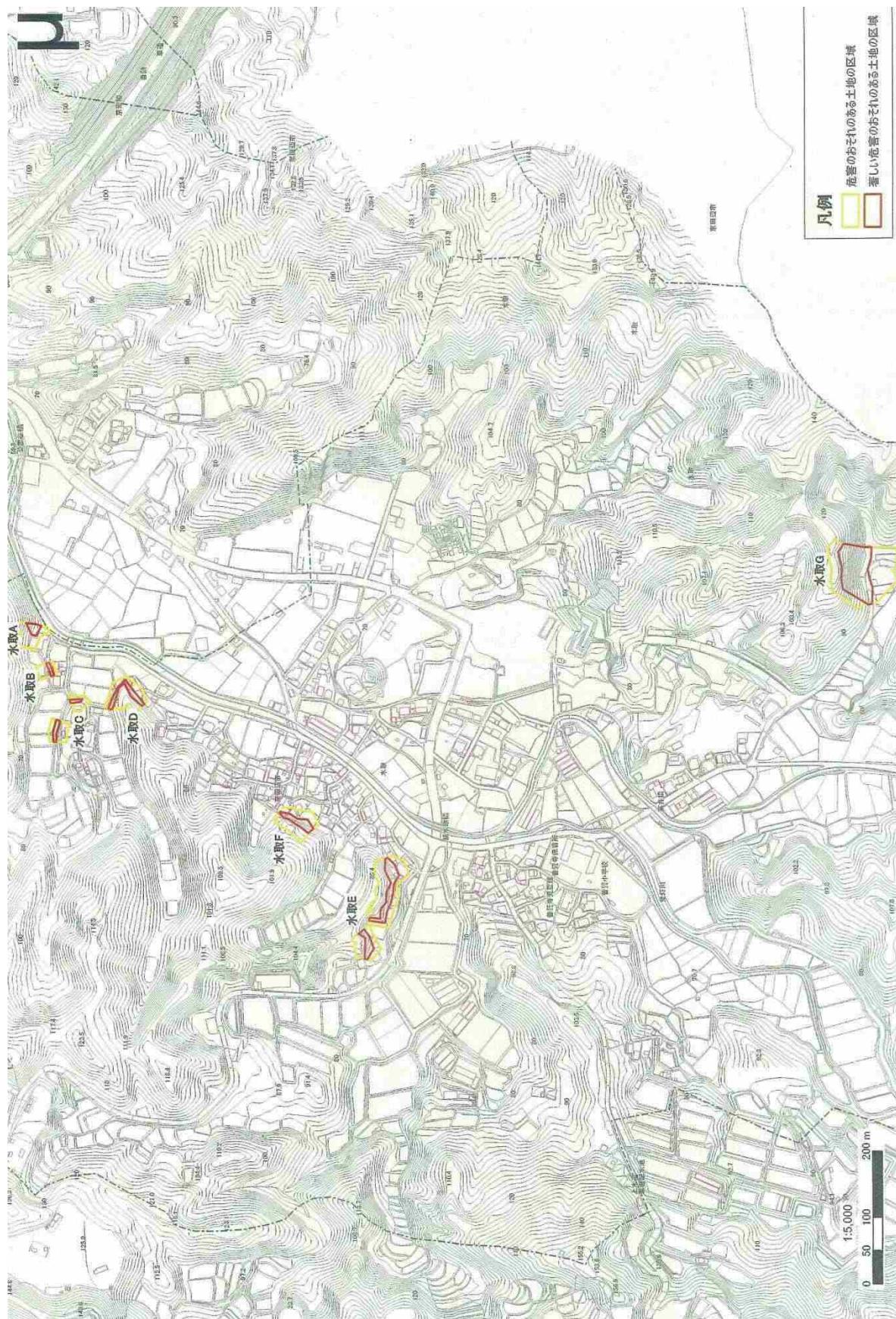
■図-2.1(9) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（普賢寺：急傾斜地）



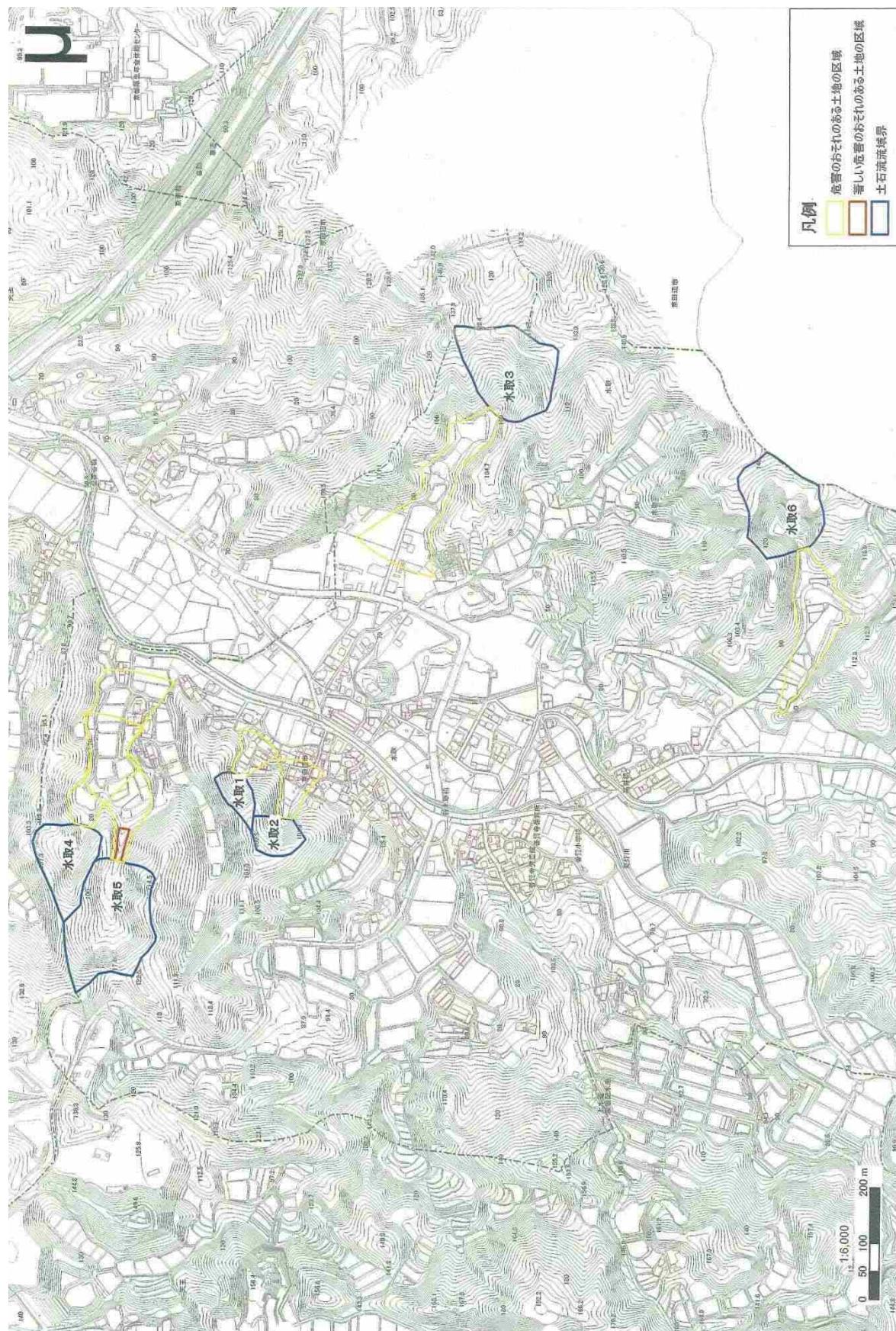
■図-2.1(10) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（普賢寺：土石流）



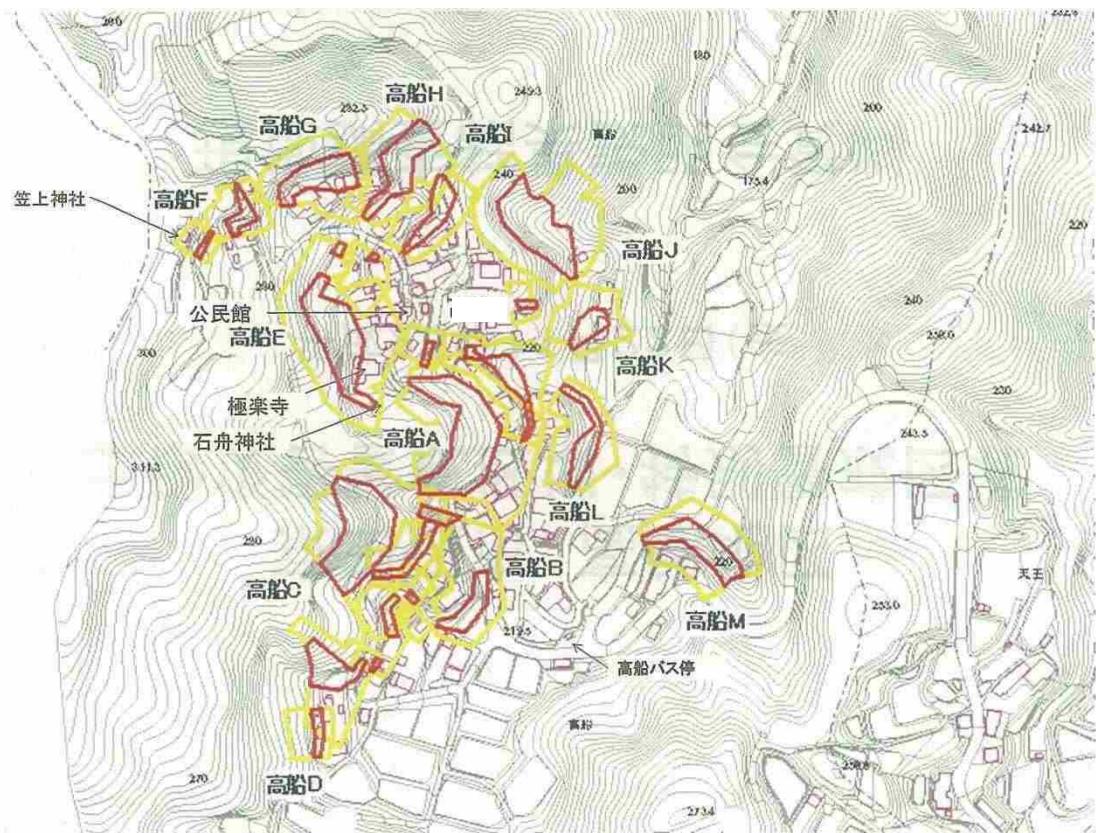
■図-2.1(11) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（水取：急傾斜地）



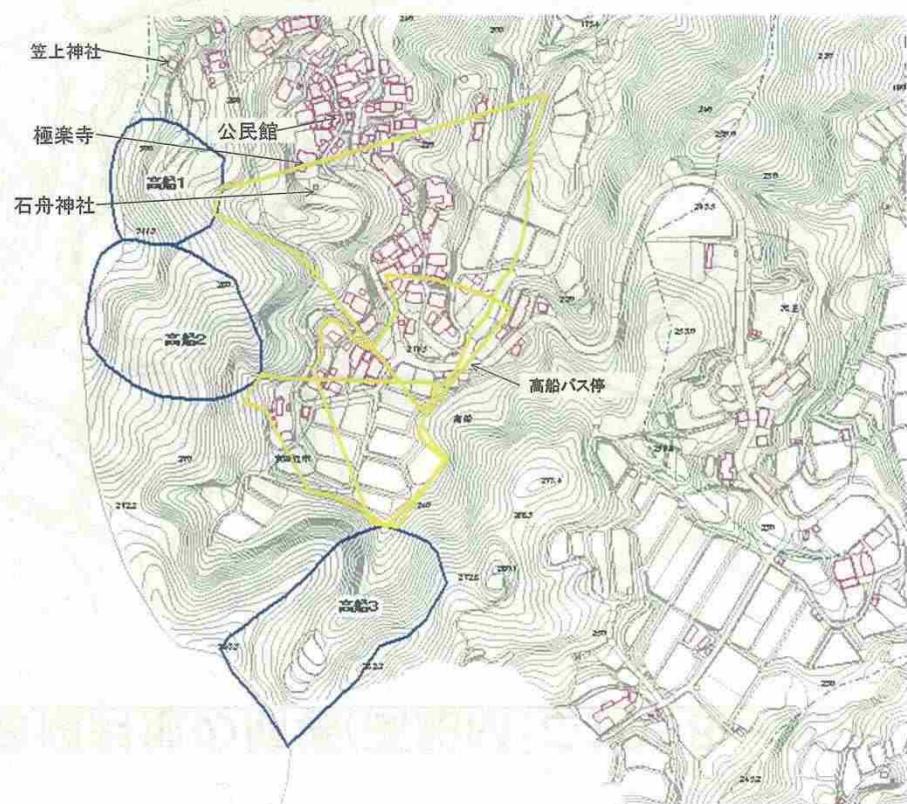
■図-2.1(12) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（水取：土石流）



■図-2.1(13) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（高船：急傾斜地）



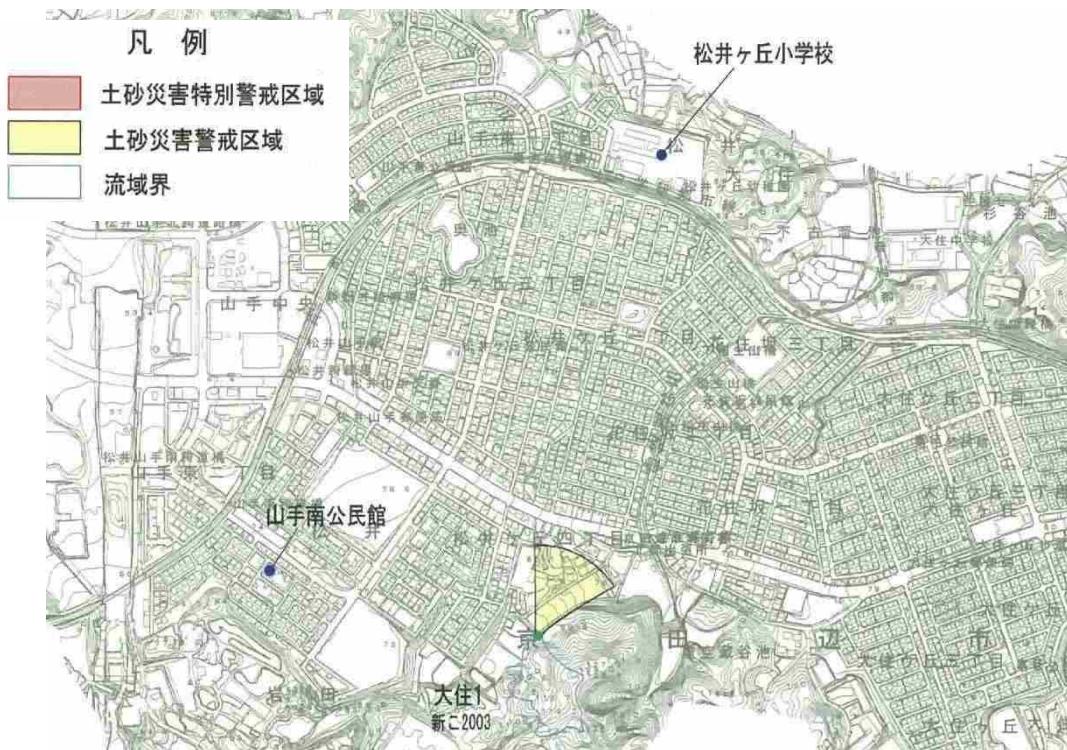
■図-2.1(14) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（高船：土石流）



■図-2.1(15) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（西八：急傾斜地）



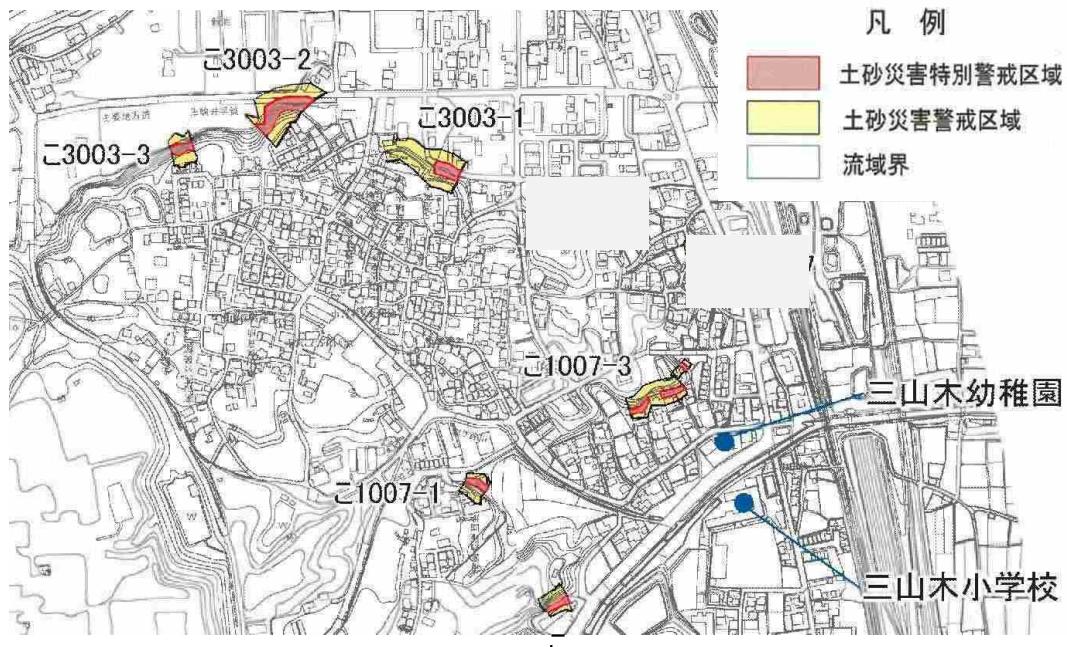
■図-2.1(16) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（西八：土石流）



■図-2.1(17) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（興戸：急傾斜地）



■図-2.1(18) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（二又・南山東・南山西・出垣内：急傾斜）

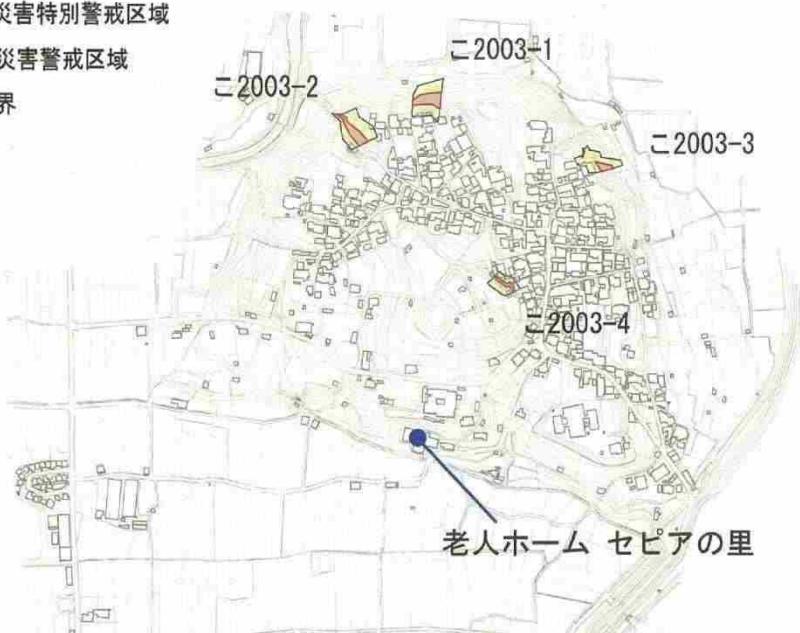


1007-

■図-2.1(19) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（飯岡：急傾斜地）

凡 例

- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 流域界



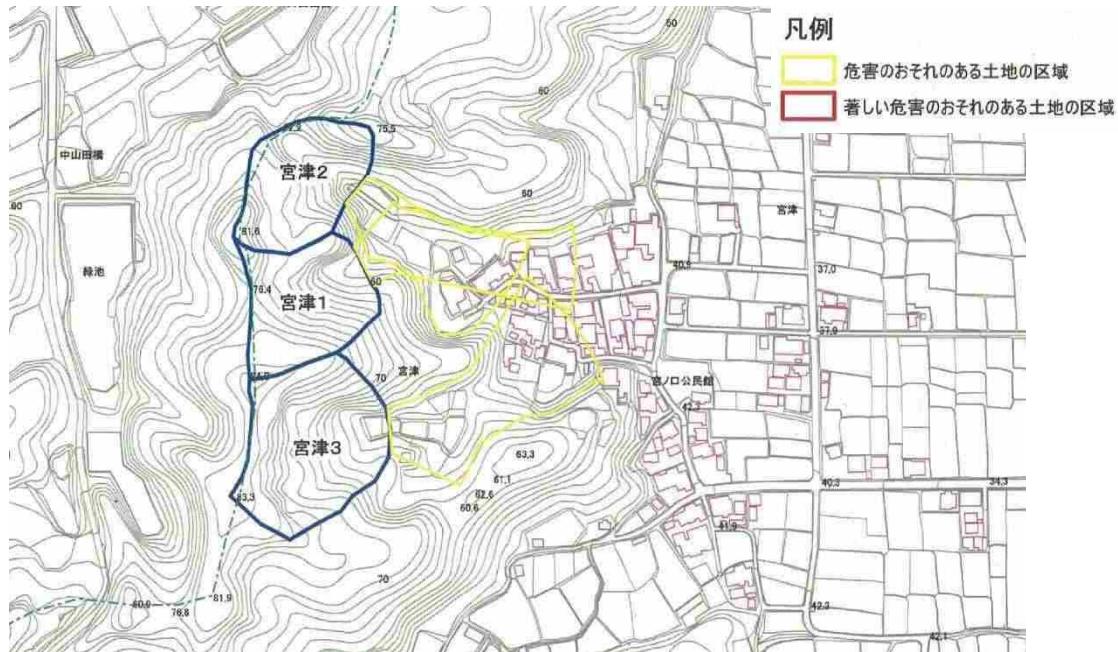
■図-2.1(20) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（宮ノ口：急傾斜）

凡例

- 危害のおそれのある土地の区域
- 著しい危害のおそれのある土地の区域



■図-2.1(21) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（宮ノ口：土石流）



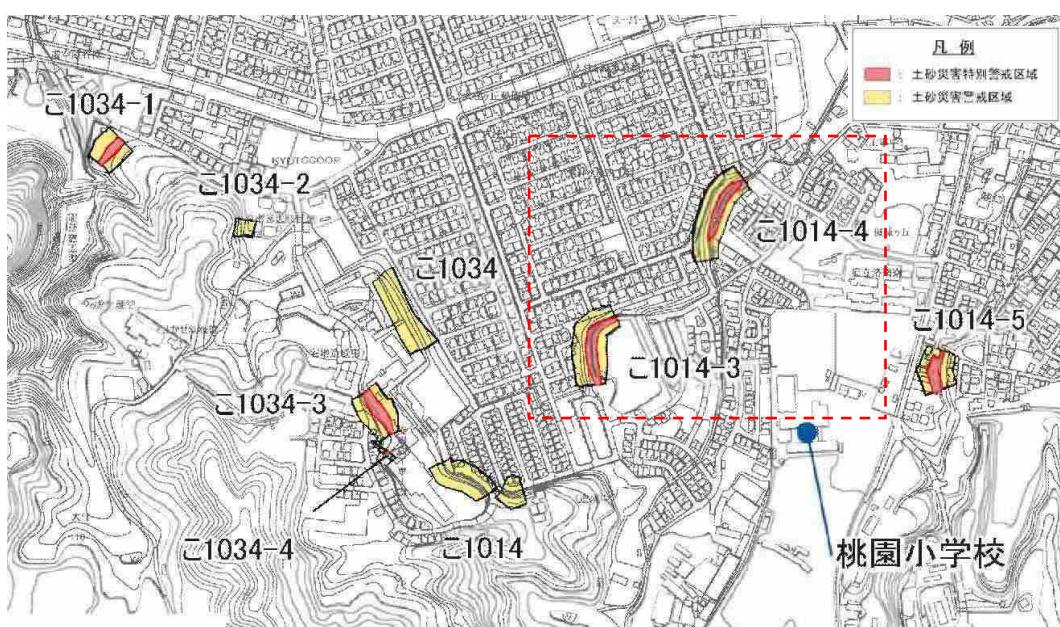
■図-2.1(22) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（出垣内：急傾斜）



■図-2.1(23) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（山手東：急傾斜）



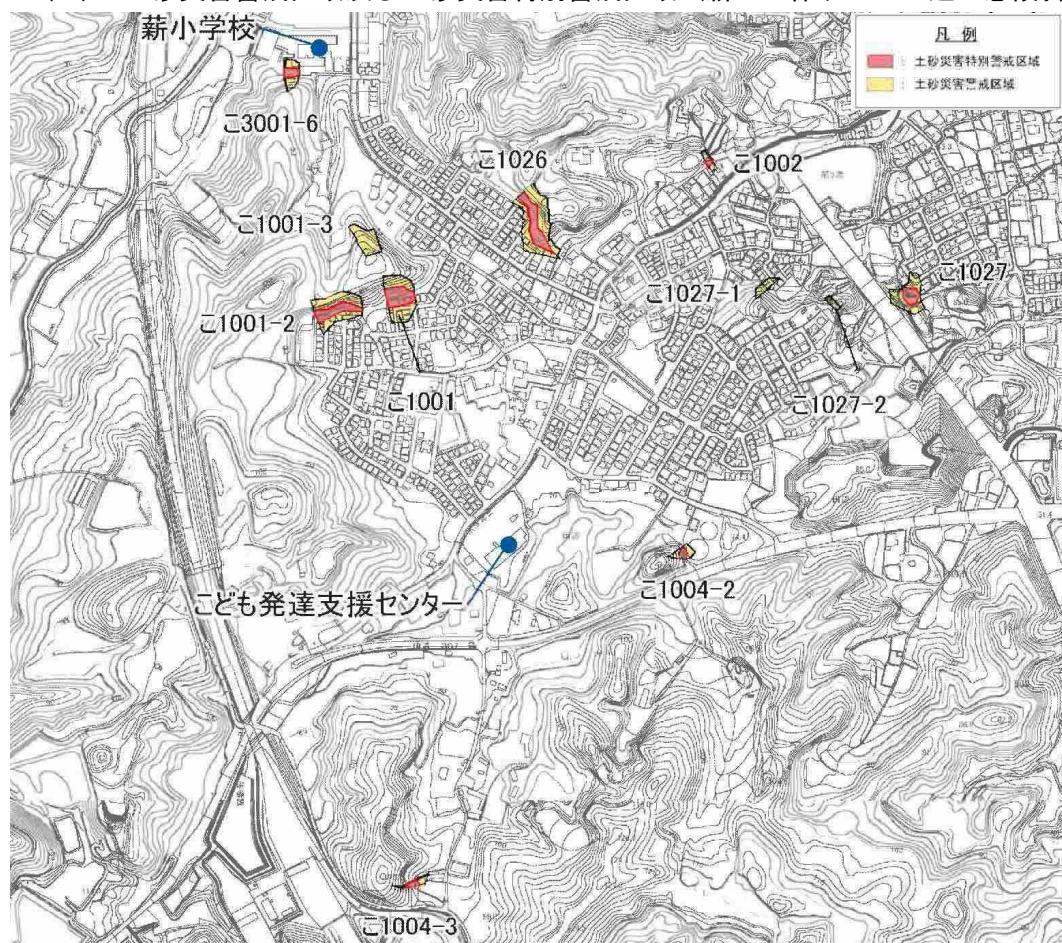
■図-2.1(24) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（大住ヶ丘：急傾斜（点線内2箇所））



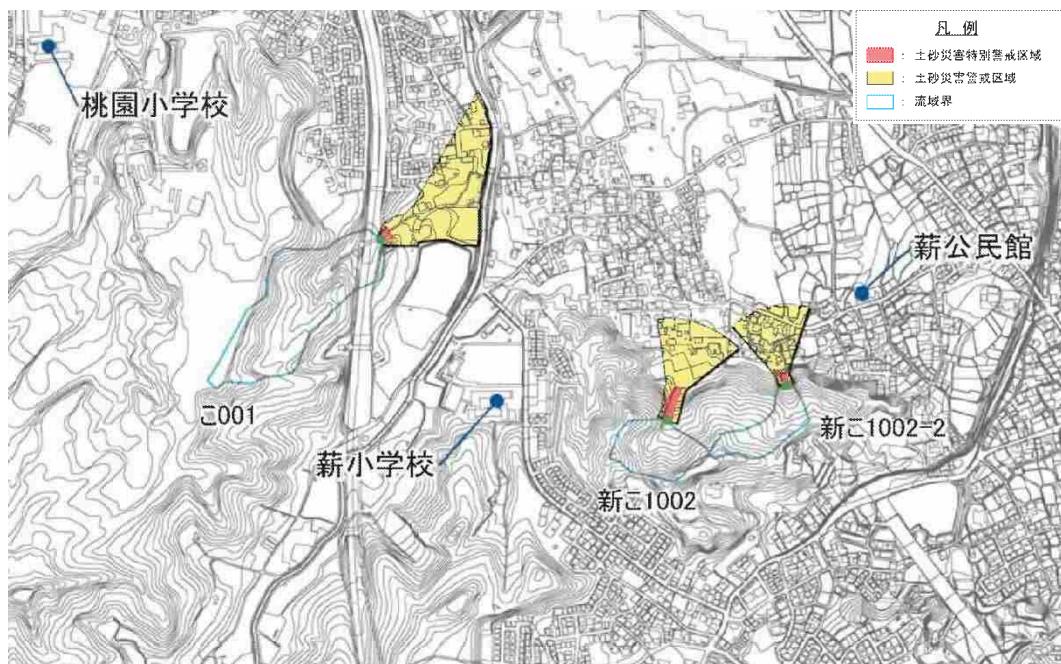
■図-2.1(25) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（薪：急傾斜）



■図-2.1(26) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（薪・一休ヶ丘・田辺：急傾斜）



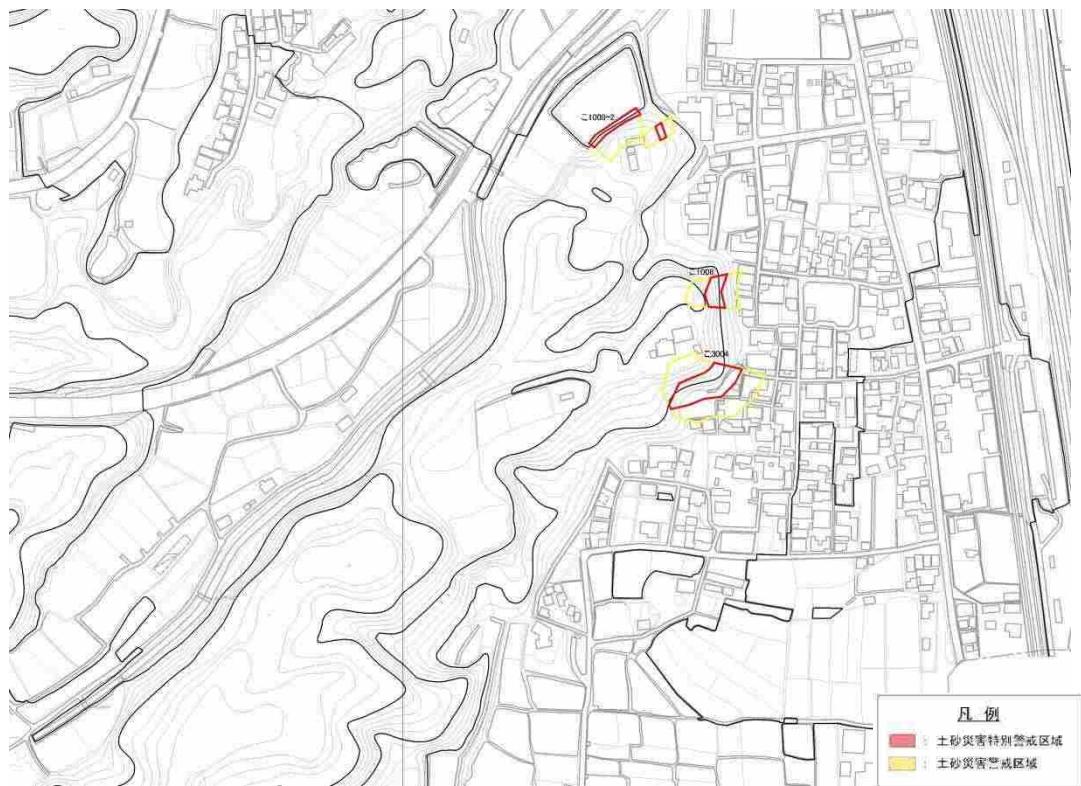
■図-2.1(27) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（薪：土石流）



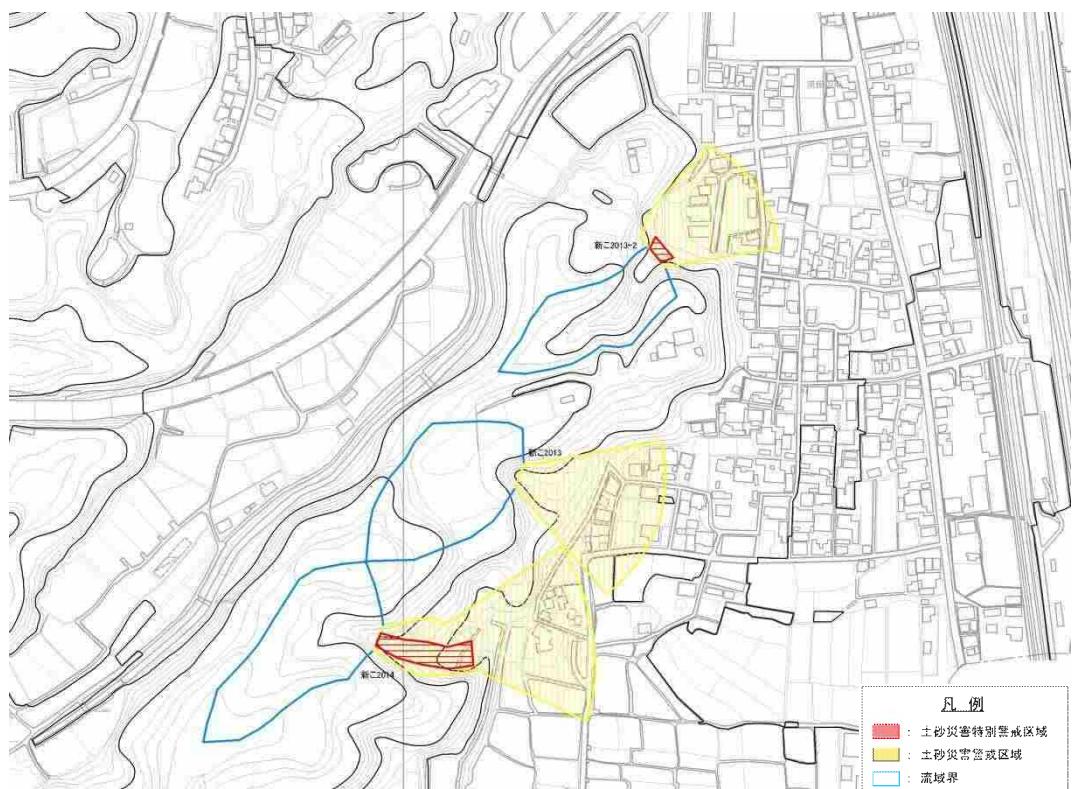
■図-2.1(28) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（田辺：土石流）



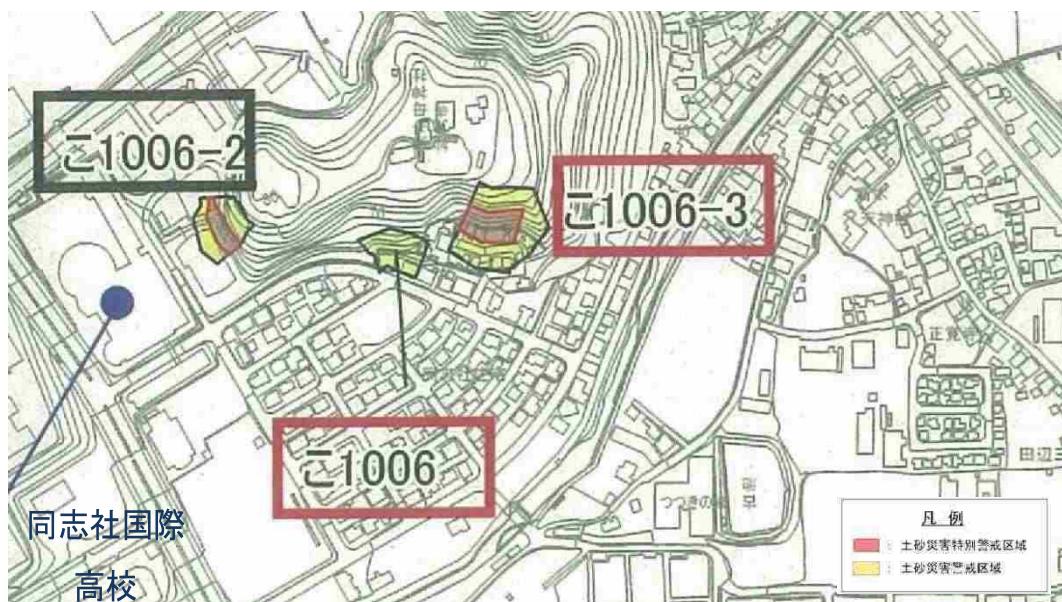
■図-2.1(29) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（江津：急傾斜）



■図-2.1(30) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（江津：土石流）



■図-2.1(31) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（同志社住宅地：急傾斜）



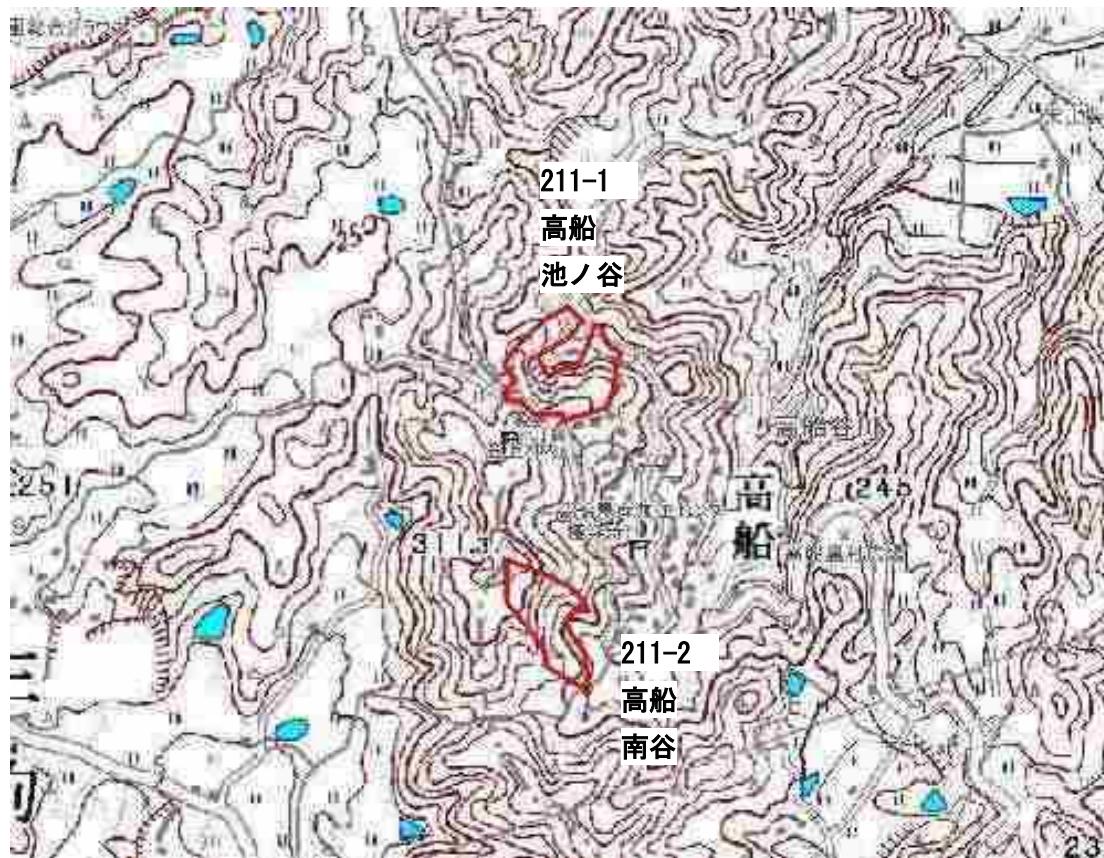
■表-2.9 京田辺市内の山地災害危険地区一覧表

種 別	危険地区番号	所在地
山腹崩壊危険地区	211-1	高船 池ノ谷
	211-2	高船 南谷
	211-5	普賢寺 宇頭城
崩壊土砂流出危険地区	211-1	薪 甘南備山
地すべり危険地区	該当地区なし	

※山地災害危険地区：山腹崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりなどにより、人家や病院、学校、道路等の公共施設などに直接被害がおよぶおそれがある地区を「山地災害危険地区調査要領（平成28年7月林野庁）」に基づき、京都府が調査し、基準以上のものを山地災害危険地区として把握したもの。

※調査年月日：平成29年10月30日

■図-2.2(1) 山地災害危険地区（高船：山腹崩壊危険地区）



■図-2.2(2) 山地災害危険地区（普賢寺：山腹崩壊危険地区）



■図-2.2(3) 山地災害危険地区（薪：崩壊土砂流出危険地区）



■表-2.10(1) ため池一覧表 (1)

番号	名称	所在地	天端幅 (m)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千m ³)	貯水面積 (ha)
1	松井今池	松井地内	4.5	6.6	118.0	28.0	1.3
2	松井奥池	松井地内	3.5	4.2	79.0	16.0	0.8
3	大住下古溜池	大住地内	4.0	6.4	71.0	8.5	0.4
4	大住上古溜池	大住地内	2.6	4.9	57.0	9.0	0.4
5	大住杉谷池	大住地内	3.8	6.4	122.0	6.5	0.6
6	地内山池	大住地内	4.2	5.8	154.0	53.0	1.4
7	虚空藏谷池	大住地内	3.3	11.0	41.0	14.6	6
8	責谷池	大住地内	4.8	5.5	98.0	7.7	0.5
9	墓ノ角池	薪地内	3.1	5.3	83.0	14.5	1
10	尼ヶ池	田辺地内	3.6	6.0	92.0	14.0	0.7
11	阿弥陀池	田辺地内	3.0	2.0	34.0	0.3	0.1
12	竹ノ脇池	田辺地内	3.5	7.1	195.0	24.0	0.9
13	丸山新池	田辺地内	0.0	5.6	54.0	4.5	0.9
14	大谷新池	興戸地内	4.4	4.5	34.0	8.0	0.3
15	三ツ池	興戸地内	3.7	6.8	282.0	34.0	0.9
16	下三ツ池	興戸地内	2.0	2.6	124.0	5.8	0.7
17	興戸大池	興戸地内	2.7	6.5	6.5	30.0	1.4
18	興戸新池	興戸地内	3.7	6.6	87.0	10.2	0.5
19	庵池	興戸地内	1.8	5.6	29.5	4.8	0.07
20	五ノ坪池	草内地内	4.3	5.3	211.0	34.0	1.1
21	一丁田池	草内地内	3.6	5.9	213.0	53.0	2.1

■表-2.10 (2) ため池一覧表 (2)

番号	名称	所在地	天端幅 (m)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千m ³)	貯水面積 (ha)
22	草内新池	草内地内	3.4	5.9	228.0	64.3	1.6
23	香森池	飯岡地内	4.5	4.3	122.0	16.0	0.8
24	北原池	飯岡地内	1.8	3.4	29.0	2.0	0.1
25	三山木古池	三山木地内	3.0	1.8	145.0	7.8	0.3
26	三山木新池	三山木地内	4.2	3.4	193.0	14.0	0.9
27	荒馬池	三山木地内	6.5	2.6	52.0	3.8	0.4
28	鍵池	三山木地内	3.2	3.8	32.0	3.9	0.3
29	宮ノ下池	宮津地内	3.0	5.4	146.0	6.9	0.3
30	緑池	三山木地内	3.4	3.5	60.0	13.5	0.7
31	奥山田池	三山木地内	3.4	4.5	4.1	5.8	0.3
32	皿池	宮津地内	1.3	2.8	41.0	1.6	0.2
33	出池	宮津地内	2.8	1.8	51.0	2.1	0.8
34	野間ノ池	宮津地内	1.4	3.4	68.0	26.1	0.8
35	摺鉢池	宮津地内	1.5	2.3	33.0	2.5	0.1
36	宮ノ口新池	宮津地内	2.2	4.5	50.0	8.0	0.2
37	長池	宮津地内	2.0	5.2	85.0	10.0	0.4
38	井手口新池	天王地内	1.6	1.1	34.0	0.7	0.05
39	前田池	高船地内	7.0	4.2	16.0	0.6	0.03
40	南谷池	高船地内	1.5	5.0	20.0	0.2	0.01
41	水取大池	打田地内	3.1	3.1	82.5	34.3	0.7

■表-2.10 (3) ため池一覧表 (3)

番号	名称	所在地	天端幅 (m)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千m ³)	貯水面積 (ha)
42	入道ヶ谷池	打田地内	3.2	3.9	49.5	2.8	0.2
43	打田新池	打田地内	2.2	6.7	42.0	6.0	0.2
44	池ノ谷池	打田地内	2.8	4.9	37.0	0.8	0.1
45	池ノ谷1号池	打田地内	2.5	3.6	28.0	0.5	0.05
46	池ノ谷2号池	打田地内	1.8	2.9	36.5	0.4	0.04
47	池ノ谷3号池	打田地内	2.0	2.1	28.0	0.8	0.06
48	池ノ谷4号池	打田地内	1.8	3.0	29.0	0.4	0.04
49	池ノ谷5号池	打田地内	3.3	3.0	23.5	0.3	0.03
50	池ノ谷6号池	打田地内	1.6	2.5	20.0	0.1	0.02

■表-2.11 道路状況一覧表

単位: m、m²

区分	道路延長	うち舗装済延長	道路面積	うち舗装面積
総数	448,091	370,931	3,082,512	...
国道	7,481	7,481	191,863	...
府道	27,560	27,560	393,028	393,028
市道	423,110.1	347,510	2,595,191	2,169,029

※1 市道の道路面積は、側溝を含む道路敷面積

(国道は令和2年4月1日現在、府道は平成31年4月1日現在、市道は令和5年4月1日現在)

■表-2.12 (1) 文化財一覧表 (1)

指定別	分類	種別	名称	所有者	所在地	時代	指定年月日
国宝	美術工芸	彫刻	木心乾漆十一面觀音立像	觀音寺	普賢寺	奈良	M42.4.5 S28.3.31
重文	建造物	建築物	酬恩庵本堂	酬恩庵	薪	室町	M44.4.17
重文	建造物	建築物	酬恩庵方丈及び玄関・庫裏・東司・浴室・鐘樓	酬恩庵	薪	江戸	S46.6.22
重文	建造物	建築物	佐牙神社本殿	佐牙神社	江津	桃山	T12.3.28
重文	建造物	建築物	白山神社本殿	白山神社	宮ノ口	室町	T12.3.28
重文	建造物	建築物	澤井家住宅	澤井家	岡村	江戸	S50.6.23
重文	建造物	石造物	法泉寺十三重塔	法泉寺	草内	鎌倉	T5.5.24
重文	美術工芸	絵画	一休和尚像	酬恩庵	薪	室町	M40.5.27
重文	美術工芸	彫刻	木造一休和尚坐像	酬恩庵	薪	室町	T2.4.14
重文	美術工芸	彫刻	木造千手觀音立像	寿宝寺	山本	平安	T2.4.14
重文	美術工芸	古文書	後花園天皇宸翰女房奉書	酬恩庵	薪	室町	S52.6.11
重美	建造物	石造物	極樂寺九重石塔	極樂寺	天王	室町	S8.12.14
重美	建造物	石造物	白山神社石灯籠	白山神社	宮ノ口	室町	S13.10.10
史跡	史跡	古墳	綴喜古墳群(大住車塚古墳・天理山古墳群・飯岡車塚古墳)	京田辺市 ほか	大住 薪 飯岡	古墳	S49.6.11 R4.11.10
名勝	名勝	庭園	酬恩庵庭園	酬恩庵	薪	室町・江戸 初	S26.6.9
府指定	建造物	建築物	酬恩庵虎丘庵・総門・中門	酬恩庵	薪	江戸	S63.4.15
府指定	美術工芸	彫刻	木造牛頭天王立像	朱智神社	天王	平安	S61.4.15
府指定	美術工芸	彫刻	木造十一面觀音立像	法雲寺	宮ノ口	平安	H1.4.14
府指定	美術工芸	古文書	一休宗純関係資料	酬恩庵	薪	室町	H13.3.23
府指定	美術工芸	考古資料	家形石棺(堀切6号横穴出土)	京田辺市	田辺	古墳後期	H5.4.9
府指定	美術工芸	絵画	絹本著色大応国師像	酬恩庵	薪	室町	H30.3.23
府指定	美術工芸	絵画	絹本著色一休宗純像	酬恩庵	薪	室町	H30.3.23
府指定	美術工芸	絵画	絹本著色一休宗純像(朱太刀像)	酬恩庵	薪	室町	H30.3.23
府指定	美術工芸	絵画	酬恩庵方丈障壁画狩野探幽筆43面附紙本墨画太湖石図原在中筆2面紙本金地著色梅松図2面	酬恩庵	薪	江戸	R6.3.29
府指定	史跡	集落跡	田辺天神山遺跡	同志社	三山木	弥生	H18.3.17
府指定	史跡	古墳	下司古墳群・大御堂裏山古墳	同志社	普賢寺	古墳	H31.3.29
府指定	無形民俗		宇治茶手もみ製茶技術	京都府宇治茶製法手もみ技術保存会連絡会議			H20.3.21
府登録	建造物	建築物	天神社本殿	天神社	松井	江戸	S58.4.15
府登録	建造物	建築物	棚倉孫神社本殿	棚倉孫神社	田辺	桃山	S58.4.15
府登録	建造物	建築物	昨岡神社本殿	昨岡神社	草内	江戸	S58.4.15
府登録	建造物	建築物	朱智神社本殿	朱智神社	天王	江戸	S58.4.15
府登録	建造物	建築物	須賀神社本殿	須賀神社	打田	江戸	S59.4.14
府登録	美術工芸	彫刻	木造大応国師坐像	酬恩庵	薪	室町	S60.5.15
府登録	美術工芸	古文書	大徳寺文書	大徳寺	東	室町～昭和	S62.4.15
府暫定登録	美術工芸	絵画	絹本著色积迦十六善神像	酬恩庵	薪	室町	H29.9.25
府暫定登録	美術工芸	絵画	絹本著色仏涅槃図	酬恩庵	薪	室町	H29.9.25
府暫定登録	美術工芸	絵画	絹本著色仏涅槃図	酬恩庵	薪	室町	H29.9.25
府暫定登録	美術工芸	絵画	絹本著色松源崇獄像(応仁三年一休宗純の贊あり)	酬恩庵	薪	室町	H29.9.25
府暫定登録	美術工芸	絵画	絹本著色宗峰妙超像(一休宗純の贊あり)	酬恩庵	薪	室町	H29.9.25

■表-2.12 (2) 文化財一覧表 (2)

指定別	分類	種別	名称	所有者	所在地	時代	指定年月日
府暫定登録	美術工芸	絵画	絹本著色宗峰妙超像(寛正二年一休宗純の贊あり)	酬恩庵	薪	室町	H29.9.25
府暫定登録	美術工芸	絵画	絹本著色徹翁義亨像(一休宗純の贊あり)	酬恩庵	薪	室町	H29.9.25
府暫定登録	美術工芸	絵画	絹本著色言外宗忠像(一休宗純の贊あり)	酬恩庵	薪	室町	H29.9.25
府暫定登録	美術工芸	絵画	絹本著色華叟宗曇像(自贊あり)	酬恩庵	薪	室町	H29.9.25
府暫定登録	美術工芸	絵画	絹本著色没倫紹等像	酬恩庵	薪	室町	H29.9.25
府暫定登録	史跡	史跡	酬恩庵(一休寺)境内	酬恩庵	薪		H29.12.27
府暫定登録	史跡	史跡	朱智神社境内	朱智神社	天王		H31.2.1
府暫定登録	美術工芸	彫刻	木造地蔵菩薩立像宗貞作	大徳寺	東	桃山	R6.3.29
府暫定登録	美術工芸	彫刻	木造四天王立像	両讚寺	大住	平安	R7.3.25
府暫定登録	美術工芸	考古資料	銅椀(畠山3号墳出土)	京田辺市	田辺	古墳	H30.3.23
府暫定登録	美術工芸	考古資料	鍛冶具(郷土塚4号墳出土)	京田辺市	田辺	古墳	H30.3.23
市指定	建造物	建築物	天神社本殿	天神社	高木	江戸	R5.3.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	極楽寺	天王	鎌倉	H12.4.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造大日如来坐像	大徳寺	東	鎌倉	H12.4.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	教念寺	草内	平安	H21.6.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造阿弥陀如来及び両脇侍像	寿命寺	興戸	平安	H21.6.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造阿弥陀如来立像	光照寺	南山西	平安	H22.5.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造十一面觀音立像	法泉寺	草内	平安	H22.5.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造藥師如来立像	両讚寺	西八	平安	H23.5.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造降三世明王・金剛夜叉明王立像	寿宝寺	山本	平安	H23.5.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造不動明王立像	多々羅区	多々羅	鎌倉	H24.5.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造阿弥陀如来立像	西念寺	田辺	鎌倉	H24.5.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造聖觀音坐像	来迎寺	松井	平安	H26.4.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造薬師如来及び両脇侍像	甘南備寺	薪	平安	H26.4.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造聖徳太子立像	寿宝寺	山本	鎌倉	R6.2.1
市指定	美術工芸	彫刻	木造天神坐像	昨岡神社	飯岡	室町	R7.2.3
市指定	美術工芸	古文書	松井家文書	個人蔵	松井	桃山～大正	R4.4.1
市指定	美術工芸	考古資料	石棒	山崎神社	山崎	繩文	H5.4.1
市指定	美術工芸	考古資料	金環(山崎2号墳出土)	山崎神社	山崎	古墳後期	H5.4.1
市指定	美術工芸	考古資料	武人埴輪(堀切7号墳出土)	京田辺市	田辺	古墳後期	H6.10.1
市指定	無形民俗		大住隼人舞	月読神社	西八		S50.12.19
市指定	無形民俗		瑞饋神輿	棚倉孫神社	田辺		S53.10.1
市指定	無形民俗		朔日講の神楽	白山神社	宮ノ口		H5.4.1
市指定	無形民俗		山本の百味と湯立	佐牙神社御旅所	山本		H6.10.1
市指定	史跡	円墳	薬師山古墳	京田辺市	飯岡	古墳中期	H5.4.1
市指定	史跡	円墳	ゴロゴロ山古墳	京田辺市	飯岡	古墳中期	H5.4.1
市指定	史跡	円墳	シオ1号墳(平塚)	京田辺市	天王	古墳後期	H5.4.1

(令和7年3月25日現在)

■表-2.13 健康福祉部・こども未来部所管施設一覧表

施設名	所在地	電話番号	所管課
社会福祉センター	興戸犬伏5-8	65-4961	社会福祉課
老人福祉センター常磐苑	草内五ノ坪6	62-3643	高齢者支援課
老人福祉センター宝生苑	大住内山7	68-2222	高齢者支援課
大住こども園	大住池平32-4	62-7405	保育幼稚園課
河原こども園	河原神谷69	62-2681	保育幼稚園課
草内保育所	草内五反田22-1	62-1054	保育幼稚園課
三山木保育所	三山木上谷浦中央五丁目4-1他	62-2055	保育幼稚園課
普賢寺児童館	水取門田6-3	65-0153	子育て支援課
田辺児童館	田辺鳥本102	63-1081	子育て支援課
南山こどもセンター	三山木谷垣内3番地1	62-4458	子育て支援課
三山木老人いこいの家	三山木谷垣内6-1	68-2170	高齢者支援課
休日応急診療所	田辺78	63-2662	健康推進課
保健センター	田辺78	63-2662	健康推進課
大住保育園	大住下西野77	62-0468	民間
認定こども園松井ヶ丘保育園	山手東2丁目2-7	63-2649	民間
認定こども園こもれび	同志社山手4丁目3-1	66-3949	民間
みみづく保育園	田辺尼ヶ池18	63-2335	民間
京都府洛南寮	大住仲ノ谷14-1	62-0415	京都府
特別養護老人ホーム九十九園	大住池平99-1	63-0804	民間
特別養護老人ホームセピアの園	飯岡南原41	65-4881	民間
特別養護老人ホームつつきの郷	三山木西ノ河原43-2	68-5155	民間
特別養護老人ホームやすらぎの杜	同志社山手二丁目1-2	68-5800	民間
たなべ緑の風作業所	興戸御垣内92	63-7892	民間
大住児童館	大住内山7	68-2225	子育て支援課
洛和グループホーム京田辺	興戸郡塚57-3	68-1266	民間
グループホームリエゾン健康村	大住大坪55-14	68-1766	民間
グループホームふれあいの里京田辺	宮津池ノ内36	68-1772	民間
ニチイケアセンター京田辺	興戸北落延44-1	64-6370	民間
みんなのき 三山木こども園	三山木中央3丁目1-16	65-3715	民間

■表-2.14 消防車両配置状況一覧表（消防本部・消防署（本署・北部分署））

所 属	種 類	車 番	社 名	年 式	型 式
消防本部	指 令 車	京都 800 せ 633	ニッサン	平成 22 年	D B A - J 32
	予 防 指 導 車	京都 400 と 6861	トヨタ	平成 23 年	A B F - S 402M
	活 動 支 援 車	京都 301 せ 9033	トヨタ	平成 20 年	C B A - T R H214W
	予 防 査 察 車	京都 480 ひ 927	ダイハツ	令和 3 年	5 B D - S 331V
消防署	消 防 ポ ン プ 車	京都 800 そ 1356	日 野	令和 3 年	2 K G - X Z U685M
	消 防 ポ ン プ 車	京都 880 せ 5954	日 野	平成 28 年	T K G - X Z U685M
	消 防 ポ ン プ 車	京都 800 す 5837	三 菱	平成 19 年	P A - F E 73 D C Y
	化 学 消 防 ポ ン プ 車	京都 800 は 1496	日 野	平成 27 年	L D G - F E 7 J G A A
	救 助 工 作 車	京都 800 は 2195	日 野	令和 7 年	2 K G - G X 2 A B A
	はしご消防ポンプ車	京都 800 は 1323	日 野	平成 25 年	L D G - P R I A P B F
	高 規 格 救 急 車	京都 800 せ 1372	ニッサン	令和 3 年	C B F - C S 8 E H26改
	高 規 格 救 急 車	京都 800 せ 2809	トヨタ	平成 25 年	C B F - T R H226S
	資 材 搬 送 車	京都 800 す 9683	三 菱	平成 22 年	B D G - F E 72D
	指 挥 隊 車	京都 800 せ 6974	トヨタ	平成 28 年	C B F - T R H216K
	査 察 車	京都 880 あ 3400	ダイハツ	令和 元 年	H B D - S 331V
	原 付 バ イ ク	京田辺市 い 3158	ホ ン ダ	平成 16 年	B A - A A 01
	原 付 バ イ ク	京田辺市 い 1462	ホ ン ダ	平成 7 年	C 50
	原 付 バ イ ク	京田辺市 い 1463	ホ ン ダ	平成 7 年	A F 27
北部分署	消 防 ポ ン プ 車	京都 800 せ 9299	日 野	平成 31 年	T K G - X Z U685M
	高 規 格 救 急 車	京都 800 せ 8050	トヨタ	平成 30 年	C B F - T R H226S
	指 挥 支 援 車	京都 800 そ 3282	ニッサン	令和 5 年	3 D F - V N 6 E 26
	原 付 バ イ ク	京田辺市 い 3306	ホ ン ダ	平成 16 年	B A - A A 01

(令和7年4月1日現在)

■表-2.15 消防車両配置状況一覧表（消防団）

分団部名		車種	配備年度	排気量(cc)	車両ナンバー
第1分団	第1部	ダイハツハイゼット4WD	平成27年度	650	京都 880 あ 2520
	第2部	ダイハツハイゼット4WD	平成26年度	650	京都 880 あ 2208
	第3部	ダイハツハイゼット4WD	平成19年度	650	京都 880 あ 675
	第4部	ダイハツハイゼット4WD	平成24年度	650	京都 880 あ 1799
	第5部	ダイハツハイゼット4WD	平成22年度	650	京都 880 あ 1394
	第6部	ダイハツハイゼット4WD	平成21年度	650	京都 880 あ 1153
	第7部	ダイハツハイゼット4WD	平成30年度	650	京都 880 あ 3244
第2分団	第1部	ダイハツハイゼット4WD	平成28年度	650	京都 880 あ 2836
	第2部	ダイハツハイゼット4WD	平成25年度	650	京都 880 あ 2019
	第3部	ダイハツハイゼット4WD	平成20年度	650	京都 880 あ 922
	第4部	ダイハツハイゼット4WD	平成23年度	650	京都 880 あ 1630
	第5部	ダイハツハイゼット4WD	平成26年度	650	京都 880 あ 2206
	第6部	ダイハツハイゼット4WD	平成21年度	650	京都 880 あ 1154
第3分団	第1部	ダイハツハイゼット4WD	平成27年度	650	京都 880 あ 2522
	第2部	ダイハツハイゼット4WD	令和 3年度	650	京都 880 あ 3976
	第3部	ダイハツハイゼット4WD	令和 7年度	658	京都 880 あ 4663
	第4部	ダイハツハイゼット4WD	平成29年度	650	京都 880 あ 3013
第4分団	第1部	ダイハツハイゼット4WD	平成30年度	650	京都 880 あ 3245
	第2部	ダイハツハイゼット4WD	平成22年度	650	京都 880 あ 1392
	第3部	ダイハツハイゼット4WD	平成28年度	650	京都 880 あ 2837
	第4部	ダイハツハイゼット4WD	平成23年度	650	京都 800 あ 1631
	第5部	ダイハツハイゼット4WD	令和 7年度	658	京都 880 あ 4662
	第6部	ダイハツハイゼット4WD	令和 5年度	658	京都 880 あ 4453
	第7部	ダイハツハイゼット4WD	平成24年度	650	京都 880 あ 1800
第5分団	第1部	ダイハツハイゼット4WD	平成29年度	650	京都 880 あ 3014
	第2部	ダイハツハイゼット4WD	令和 3年度	650	京都 880 あ 3977
	第3部	ダイハツハイゼット4WD	令和 5年度	658	京都 880 あ 4453
	第4部	ダイハツハイゼット4WD	平成25年度	650	京都 800 あ 2020
	第5部	ダイハツハイゼット4WD	平成19年度	650	京都 880 あ 676
	第6部	ダイハツハイゼット4WD	平成20年度	650	京都 880 あ 923

(令和7年4月1日現在)

■表-2.16 小型動力ポンプ一覧表

分団部名		配備年度度	名 称	型 式	出力 (kw)
第1分団	第1部	平成27年度	トーハツ	B 3級	30
	第2部	平成26年度	トーハツ	B 3級	30
	第3部	平成19年度	トーハツ	B 3級	30
	第4部	平成24年度	トーハツ	B 3級	30
	第5部	平成22年度	トーハツ	B 3級	30
	第6部	平成21年度	トーハツ	B 3級	30
	第7部	平成30年度	トーハツ	B 3級	30
第2分団	第1部	平成28年度	トーハツ	B 3級	30
	第2部	平成25年度	トーハツ	B 3級	30
	第3部	平成20年度	トーハツ	B 3級	30
	第4部	平成23年度	トーハツ	B 3級	30
	第5部	平成26年度	トーハツ	B 3級	30
	第6部	平成21年度	トーハツ	B 3級	30
第3分団	第1部	平成27年度	トーハツ	B 3級	30
	第2部	令和3年度	トーハツ	B 3級	30
	第3部	令和7年度	トーハツ	B 3級	8.6
	第4部	平成29年度	トーハツ	B 3級	30
第4分団	第1部	平成30年度	トーハツ	B 3級	30
	第2部	平成22年度	トーハツ	B 3級	30
	第3部	平成28年度	トーハツ	B 3級	30
	第4部	平成23年度	トーハツ	B 3級	30
	第5部	令和7年度	トーハツ	B 3級	8.6
	第6部	令和5年度	トーハツ	C 1級	7.3
	第7部	平成24年度	トーハツ	B 3級	30
第5分団	第1部	平成29年度	トーハツ	B 3級	30
	第2部	令和3年度	トーハツ	B 3級	30
	第3部	令和5年度	トーハツ	C 1級	7.3
	第4部	平成25年度	トーハツ	B 3級	30
	第5部	平成19年度	トーハツ	B 3級	30
	第6部	平成20年度	トーハツ	B 3級	30

(令和7年4月1日現在)

■表-2.17 消防用通信施設一覧表

通信施設名	計	消防本部・署	北部分署
携 帯 ・ 自 動 車 電 話	7	5	2
1 1 9 番 専 用 回 線 (携 帯 1 1 9 電 話 回 線、 I P 及 び 1 1 9 電 話 回 線 含 む)	4	4	
衛 星 1 1 9 電 話 回 線	2	2	
福 祉 緊 急 通 報 装 置 回 線	4	4	
出 動 指 令 等 署 所 端 末 装 置 回 線	4	2	2
災 害 等 案 内 電 話	1	1	
順 次 指 令 装 置 回 線	2	2	
F A X	3	2	1
府 救 急 医 療 情 報 端 末 機	4	3	1
府 防 災 行 政 無 線	1	1	
府 地 震 観 測 装 置	1	1	
高 山 ダ ム 放 流 専 用 F A X	1	1	
消防用無線	基 地 局	1	1
	陸 上 移 動 局 車 載 型	17	13
	携 帯 型	16	11
	可 搬 型	1	1

(令和5年4月1日現在)

■表-2.18 市防災行政無線施設一覧

種 別	出 力	局 数	備 考
基 地 局	5W	1	
中 繙 局	10W	2	
移 動 局	5W	28	
	2W	151	

(令和5年4月1日現在)

■表-2.19 衛星携帯電話一覧

自 治 体 名	種 類	備 考
京 田 辺 市	イ リ ジ ウ ム	

(令和5年4月1日現在)

■表-2.20(1) 備蓄倉庫・備蓄物資一覧表(1)

保管場所	物品名 乾 パン 類	50人 アルフ 人個化 米	その 他食 料	保 存 水	その 他飲 料	毛 布	紙 (大人用・ 子供用) おむつ	生 理 用 品	簡 易 (マ ジック 式 パ ネル) 組立 式 間仕 切りセ ット	新 型 間仕 切りセ ット	携 (凝 固 剤 袋) ト イ レ	簡 易 (ラ ス ト イ ル) 便 座 等付 属 物	組 立 式 簡 易 ト イ レ	ク イ ック パ ー テ ー シ ヨ ン	多 目 的 ロ ー ル 疊
京田辺市役所	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
南部水防倉庫					○	○	○			○			○		
社会福祉センター	○				○	○					○	○		○	
三山木福祉会館	○					○					○	○		○	
北部住民センター					○	○			○		○	○		○	
中部住民センター	○			○	○	○	○				○	○		○	
中央公民館					○	○			○		○	○		○	
保健センター					○		○								
田辺中央体育館															
緑泉園									○						
大住中学校							○	○		○	○	○		○	○
大住小学校							○	○	○		○	○		○	○
松井ヶ丘小学校							○		○	○		○	○		○
桃園小学校							○		○	○		○	○		○
田辺中学校							○		○	○		○	○		○
田辺小学校							○		○	○		○	○		○
薪小学校							○		○		○	○		○	○
田辺東小学校							○		○		○	○		○	○
田辺高等学校							○		○		○	○		○	○
培良中学校							○		○		○	○		○	○
草内小学校							○		○	○		○	○		○
同志社国際高等学校							○		○		○	○		○	○
三山木小学校							○		○		○	○		○	○
普賢寺小学校							○		○	○		○	○		○
常磐苑															
宝生苑	○					○	○							○	
三山木防災倉庫	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○		

● 数量詳細は、防災担当課で管理を行う。

※ 乾パン類は、乾パン、ビスケット等をいう。その他飲料は、野菜ジュース等をいう。

■表-2.20(2) 備蓄倉庫・備蓄物資一覧表(2)

保管場所	物品名	簡易更衣室	ウォーターコンテナ	授乳・着替え用デント	発電機	LED投光器セット	ガソリン携行缶	ガソリン缶詰	発電機用オイルセット	簡易工事用ドボンマップ	防災伝言シート	担架	簡易ストレッチャー	ほ乳瓶	懐中電灯
京田辺市役所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
南部水防倉庫		○									○				
社会福祉センター		○									○				
三山木福祉会館		○									○				
北部住民センター		○									○				
中部住民センター		○									○	○			
中央公民館		○									○				
保健センター				○			○				○	○			
田辺中央体育館											○				
緑泉園															
大住中学校	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
大住小学校			○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
松井ヶ丘小学校			○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
桃園小学校			○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
田辺中学校			○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
田辺小学校			○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
薪小学校	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
田辺東小学校	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
田辺高等学校	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
培良中学校	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
草内小学校			○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
同志社国際高等学校	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
三山木小学校			○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
普賢寺小学校			○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
常磐苑															
宝生苑															
三山木防災倉庫	○			○						○					

● 数量詳細は、防災担当課で管理を行う。

■表-2.20(3) 備蓄倉庫・備蓄物資一覧表(3)

物品名 保管場所	L E D 灯	マ グ ネ シ ウ ム ラ イ ト	～エ 自ア 動丨 膨マ 張ツ ート	ブル ー シ ー ト	ガ ス 炊 飯 器	ス 炊 テ ー シ 出 ヨ ン し	鋸 物 ガ ス コ ン ロ	マ ス	人 力 噴 霧 機	段 ボ ー ル ベ ッ ド	遺 体 收 納 袋	P P ロ ー プ
京田辺市役所	○	○	○	○		○	○	○	○	○		
南部水防倉庫												
社会福祉センター												
三山木福祉会館												
北部住民センター												
中部住民センター							○					
中央公民館												
保健センター												
田辺中央体育館												
緑泉園												
大住中学校	○	○								○		
大住小学校	○	○								○		
松井ヶ丘小学校	○	○								○		
桃園小学校	○	○								○		
田辺中学校	○	○								○		
田辺小学校	○	○								○		
薪小学校	○	○								○		
田辺東小学校	○	○								○		
田辺高等学校	○	○								○		
培良中学校	○	○								○		
草内小学校	○	○								○		
同志社国際高等学校	○	○								○		
三山木小学校	○	○								○		
普賢寺小学校	○	○								○		
常磐苑												
宝生苑												
三山木防災倉庫			○	○	○					○	○	○

● 数量詳細は、防災担当課で管理を行う。

■表-2.21 市内委託医療機関一覧表

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
やつい眼科クリニック	山手中央1-2 松井山手駅前ビル303	64-7117	眼科
まるやま整形外科	山手中央1-12 SJビル2F	68-6556	整形外科・リハビリ
なお眼科クリニック	山手西2-2-3 日東西ビル1F	64-3300	眼科
京都耳鼻咽喉音聲手術医院本院	山手西2-2-3日東西ビル2F・3F	64-0789	耳鼻咽喉科
ちゅうしょクリニック	山手西2-2-10日東セントービル2F	68-1002	内科
もり小児科クリニック	山手西2-2-10日東セントービル3F	64-7168	小児科
伊藤皮フ科	山手東1-2-3丸若ビル1F	64-6920	皮膚科
こじまレディースクリニック	山手東1-2-6	64-3365	産科・婦人科
新田クリニック	山手東1-6-2ハチセントービル2号館1F	62-1120	内科・胃腸内科
私立山手中央診療所	山手南1-3-1	64-0770	内科・外科
浜口キッズクリニック	松井ヶ丘3-1-9	68-1581	小児科
伊原内科医院	松井ヶ丘4-3-16	62-6448	内科・消化器内科・循環器内科・漢方内科
近藤整形外科クリニック	花住坂1-12-4	65-2570	整形外科
さわい内科医院	花住坂1-65-13	63-7025	内科
八木医院	大住ヶ丘3-17-3	62-6792	小児科
村上クリニック	大住ヶ丘4-6-6	64-8888	耳鼻咽喉科
おかもと医院	大住大欠7-1	64-7380	内科
芳野医院	大住閑屋7-6	62-0051	内科
田畠医院	薪小欠21	65-4728	内科
川東整形外科	薪茶屋前31	64-7211	整形外科・リハビリ・リウマチ
京都田辺記念病院	田辺戸絶1	63-1112	内科・リハビリ・人工透析内科
たけむらクリニック	田辺中央4-2-15 Die Naturビル2F	64-7870	内科・消化器内科
京都田辺中央病院	田辺中央6-1-6	63-1111	内科・小児科・外科・循環器内科・脳神経外科・皮膚科・産科・婦人科・整形外科・泌尿器科・放射線科・消化器内科・消化器外科・呼吸器内科・呼吸器外科・肛門外科・リハビリ科・リウマチ科・眼科・耳鼻咽喉科・神経内科・腎臓内科・人工透析内科・糖尿病内科・乳腺外科・漢方内科・麻酔科・救急科・小児外科・形成外科・血液内科・精神科
浜耳鼻咽喉科医院	田辺中央6-3-1近鉄新田辺西ビル3F	62-2232	耳鼻咽喉科・アレルギー科
安済眼科医院	田辺中央6-3-1近鉄新田辺西ビル6F	65-2440	眼科
五十嵐こころのクリニック	河原神谷7-1	68-2201	心療内科・精神科
あめの医院	河原神谷8-12	68-5050	胃腸科・外科
山田医院	河原神谷11-8	63-0315	整形外科・内科・外科
新田辺診療所	河原受田46-1	64-0617	精神科
寺島クリニック	河原御影30-40	63-2334	消化器内科・肛門外科
しおたに眼科	河原御影30-52	62-6200	眼科
三村小児科医院	河原食田10-5	62-0735	小児科
井出産婦人科	東西神屋43	65-4433	産科・婦人科
田辺中央クリニック	田辺中央6-3-2マツエクセントラルビル2F	62-2255	内科・皮膚科
うえむら内科医院	興戸東垣内85-5	79-0114	内科
岡本医院	草内穴口7	63-5775	内科・アレルギー科
田辺病院	飯岡南原55	62-0817	内科・精神科
三山木診療所	三山木中央4-6-6	63-5584	精神科
谷村医院	三山木中央2-3-14	62-0221	耳鼻咽喉科
三山木中央クリニック	三山木中央3-3-5	63-8001	内科・整形外科
高橋医院	三山木中央6-3-1	62-1216	内科
よしだこどもクリニック	三山木中央1-9-37イル三山木スクエア1F	66-5707	小児科
いわた整形外科クリニック	三山木中央4-2-8三山木クリニックモール2F	66-1773	整形外科・リハビリ
まつまえ循環器内科クリニック	三山木中央4-2-8三山木クリニックモール1F	66-7971	内科・循環器内科
えくにレディスクリニック	同志社山手1-1-17オストモール京田辺	66-4549	産科・婦人科
同志社山手病院	同志社山手2-2	63-1113	内科・脳神経内科・小児科

(令和7年5月1日現在)

■表-2.22 備蓄医薬品一覧表

品名	一般名	規格	本数
ヒビテン液	クロルヘキシジングルコン酸塩液	5% / 500ml	2
消毒用エタノール	消毒用エタノール	500ml	2
イソジン液	ポビドンヨード液	10% / 250ml	※5
フェノバル注射液	フェノバルビタール注射液	100mg / 1ml	※10
ソセゴン注射液	ペントゾシン注射液	15mg / 1ml	10
坐・ボルタレンサポ	ジクロフェナクナトリウム座剤	25mg	※50
ブスコパン注	ブチルスコポラミン臭化物注射液	20mg / 1ml	10
アタラックス-P注射液	ヒドロキシジン塩酸塩注射液	25mg / 1ml	10
アトロピン硫酸塩注	アトロピン硫酸塩注射液	0.5mg / 1ml	※10
テラプチク皮下・筋注	ジモルホラミン注射液	30mg / 2ml	10
ニトロール錠	硫酸イソソルビド錠	5mg	100
ソル・コーテフ注射用	ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム注射液	100mg / 2ml	5
ラシックス注	フロセミド注射液	20mg / 2ml	50
アド注(静脈用)	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム水和物注射液	50mg / 10ml	10
カルボカイン注	メピバカイン塩酸塩注射液	1% / 100ml	2
キシロカイン液	リドカイン塩酸塩液	4% / 100ml	2
キシロカインゼリー	リドカイン塩酸塩ゼリー	2% / 30ml	5
ボスミン注	アドレナリン注射液	1mg / 1ml	※10
ノルアドリナリン注	ノルアドレナリン注射液	1mg / 1ml	※10
グリセリン浣腸液	グリセリン浣腸	50% / 60ml	※10
ソフラチュール貼付剤	ラジオマイシン硫酸塩貼付剤	10.8mg (10cm*10cm)	10
注・ラクテック	乳酸リンゲル液	500ml	20
生理食塩液	生理食塩液	20ml	※50
輸液セット		20滴	※50
留置針		24G	※20
翼付静注針		23G	※50
注射針		23G	※100
シリンジ		10ml、20ml	※ 100, 50
医療用テープ		25mm×9m	2
伸縮包帯		幅: 7.5cm、5.5cm、4cm	各2
弾力包帯		幅: 5cm	2
ガーゼ		30cm×30cm	300
三角巾		L寸	2
救急鞄(リュック)		50cm×26cm×30cm	2

※休日診療所医薬品と兼ねる

■表-2.23 【震災時】指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

番号	名 称	所 在 地	電話番号	地 区 名	体育館 収容面積 (m ²)※ ¹	運動場 収容面積 (m ²)※ ²	建 物 収容面積 (m ²)※ ³	収容可能 人 員 (人)※ ⁴
1	松井ヶ丘小学校	大住上西野18-2	62-8888	松井ヶ丘、山手東、 山手西、山手南	457	4,613	2,165	2,412
2	大 住 小 学 校	大住池平88	62-0046	松井、西八、東林、 岡村、三野	434	4,743	2,484	2,554
3	桃 園 小 学 校	大住仲ノ谷12-1	63-6335	健康ヶ丘、健康村	466	4,815	2,040	2,440
4	薪 小 学 校	薪堀切谷1	63-2000	薪、一休ヶ丘	465	6,012	1,803	2,760
5	田 辺 小 学 校	田辺鳥本102	62-0044	田辺、西住宅	559	4,597	2,152	2,436
6	田 辺 東 小 学 校	東西ノ口60-2	62-4348	府営田辺団地、 浜新田	525	6,243	2,053	2,940
7	草 内 小 学 校	草内南垣内53	62-0054	草内、飯岡、新興戸	481	5,100	1,642	2,408
8	三山木小学校	宮津宮ノ下4-3	62-1055	山本、二又、山崎、 出垣内、江津、 宮ノ口	422	4,663	3,697	2,927
9	普賢寺小学校	水取門田6-1	65-0053	普賢寺、水取、 天王、高船、打田	410	3,091	910	1,470
10	大 住 中 学 校	大住池平2	62-8889	大住ヶ丘、花住坂	673	8,050	3,418	4,047
11	田 辺 中 学 校	興戸北鉢立21	62-0021	興戸、田辺	766	12,124	3,624	5,504
12	培 良 中 学 校	東七反割3	62-9363	東、草内	696	8,839	2,407	3,980
13	田 辺 高 等 学 校	河原神谷24	62-0572	東住宅、河原	1,771	14,499	5,043	7,104
14	同志社国際高等学校	多々羅都谷60	65-8911	興戸、高木、 同志社住宅、南山西 南山東、多々羅、 同志社山手	1,908	10,198	5,274	5,793
15	同志社大学デイヴィス 記念館・屋外運動場	多々羅都谷1-3	—	— (※ ⁵)	10,088	184,143	—	64,744
16	薪 幼 稚 園	薪大欠51	63-1911	— (※ ⁵)	—	—	251	84
17	草 内 幼 稚 園	草内南垣内57-1	62-7000	— (※ ⁵)	—	—	302	101
18	三山木幼稚園	三山木南垣内4-1	63-0077	— (※ ⁵)	—	—	227	76
19	普賢寺幼稚園	水取門田6-3	65-0111	— (※ ⁵)	—	—	162	54
計					20,121	281,730	39,654	113,834

※1 通路部分を除く

※2 通路部分を除く

※3 居住空間として使用想定可能な場所の面積（通路部分・体育館・運動場を除く）

※4 収容可能人員は1人あたりの居住空間を3m²/人として算定

※5 同志社大学デイヴィス記念館及び幼稚園は小中高等学校で対応できない場合、二次的な避難所として想定している。

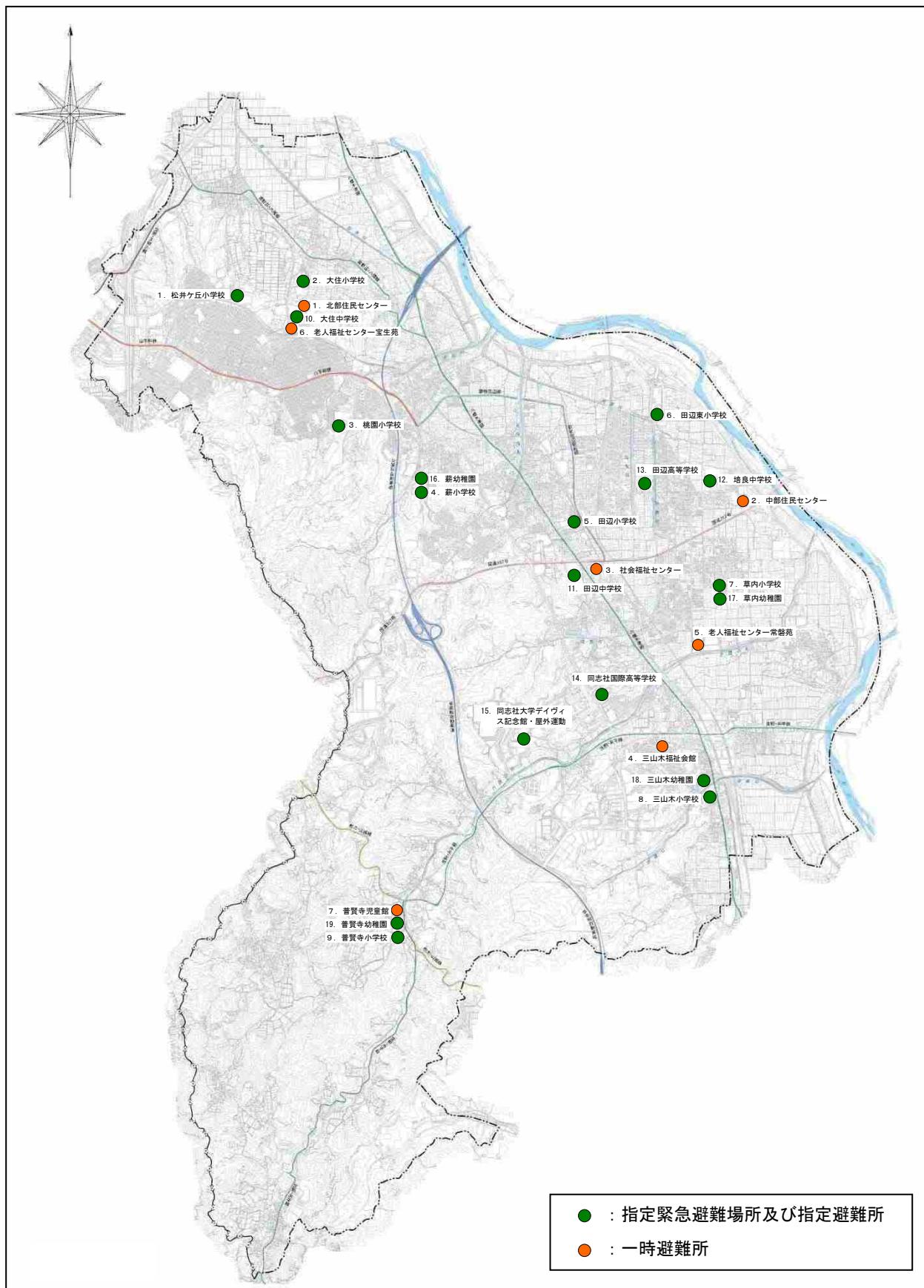
■表-2.24 【震災時】一時避難所一覧表

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建 物 収容面積 (m ²)※ ¹	収容可能 人 員 (人)※ ²
1	北部住民センター	大住内山1-1	63-7955	720	240
2	中部住民センター	草内美泥22-2	64-8810	787	262
3	社会福祉センター	興戸犬伏5-8	65-4961	542	180
4	三山木福祉会館	三山木谷垣内2-1	62-0571	124	41
5	老人福祉センター常磐苑	草内五ノ坪6	62-3643	160	53
6	老人福祉センター宝生苑	大住内山7	68-2222	273	91
7	普賢寺児童館	水取門田6-3	65-0153	64	21
計				2,670	888

※1 居住空間として使用想定可能な場所の面積（通路部分を除く）

※2 収容可能人員は1人あたりの居住空間を3m²/人として算定

■図-2.3 【震災時】指定緊急避難場所及び指定避難所、一時避難所位置図



※各施設の番号は表-2.23～2.24に対応している

■表-2.25【風水害時等】指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

番号	名称	所在地	電話番号	地区名	備考
1	松井ヶ丘小学校	大住上西野18-2	62-8888	松井ヶ丘、山手東、山手西、山手南、松井	
2	大住小学校	大住池平88	62-0046	西八、東林	
3	桃園小学校	大住仲ノ谷12-1	63-6335	健康ヶ丘、健康村、岡村、三野	
4	薪小学校	薪堀切谷1	63-2000	薪、一休ヶ丘	
5	田辺小学校	田辺鳥本102	62-0044	東住宅、西住宅、府営田辺団地、浜新田、田辺、河原	
6	三山木小学校	宮津宮ノ下4-3	62-1055	飯岡、山本、二又、山崎、出垣内、江津、宮ノ口、南山東	煤谷川の氾濫時には浸水（0.5m以下）の可能性がある
7	大住中学校	大住池平2	62-8889	大住ヶ丘、花住坂	
8	田辺中学校	興戸北鉢立21	62-0021	新興戸、東、草内	
9	同志社国際高等学校	多々羅都谷60	65-8911	興戸、高木、同志社住宅、南山西、多々羅、同志社山手、普賢寺、水取、天王、高船、打田	
10	同志社大学デイヴィス記念館・屋外運動場	多々羅都谷1-3	—	— (※ ²)	
11	松井ヶ丘幼稚園	大住上西野20-5	62-8887	— (※ ²)	

※1 上記の施設は、木津川氾濫時には木津川の浸水想定区域外に位置し、浸水の恐れは少ない。

※2 同志社大学デイヴィス記念館及び幼稚園は小中高等学校で対応できない場合、二次的な避難所として想定している。

■表-2.26【風水害時等】一時避難所一覧表

番号	名称	所在地	電話番号	地区名	備考
1	北部住民センター	大住内山1-1	63-7955	大住地域	
2	中央公民館	田辺丸山214	62-2552	田辺地域	
3	社会福祉センター	興戸犬伏5-8	65-4961	草内地域、田辺地域	
4	三山木福祉会館	三山木谷垣内2-1	62-0571	三山木地域、普賢寺地域	
5	老人福祉センター常磐苑	草内五ノ坪6	62-3643	草内地域	他の一時避難所で対応できない場合に開設を判断
6	老人福祉センター宝生苑	大住内山7	68-2222	大住地域	他の一時避難所で対応できない場合に開設を判断

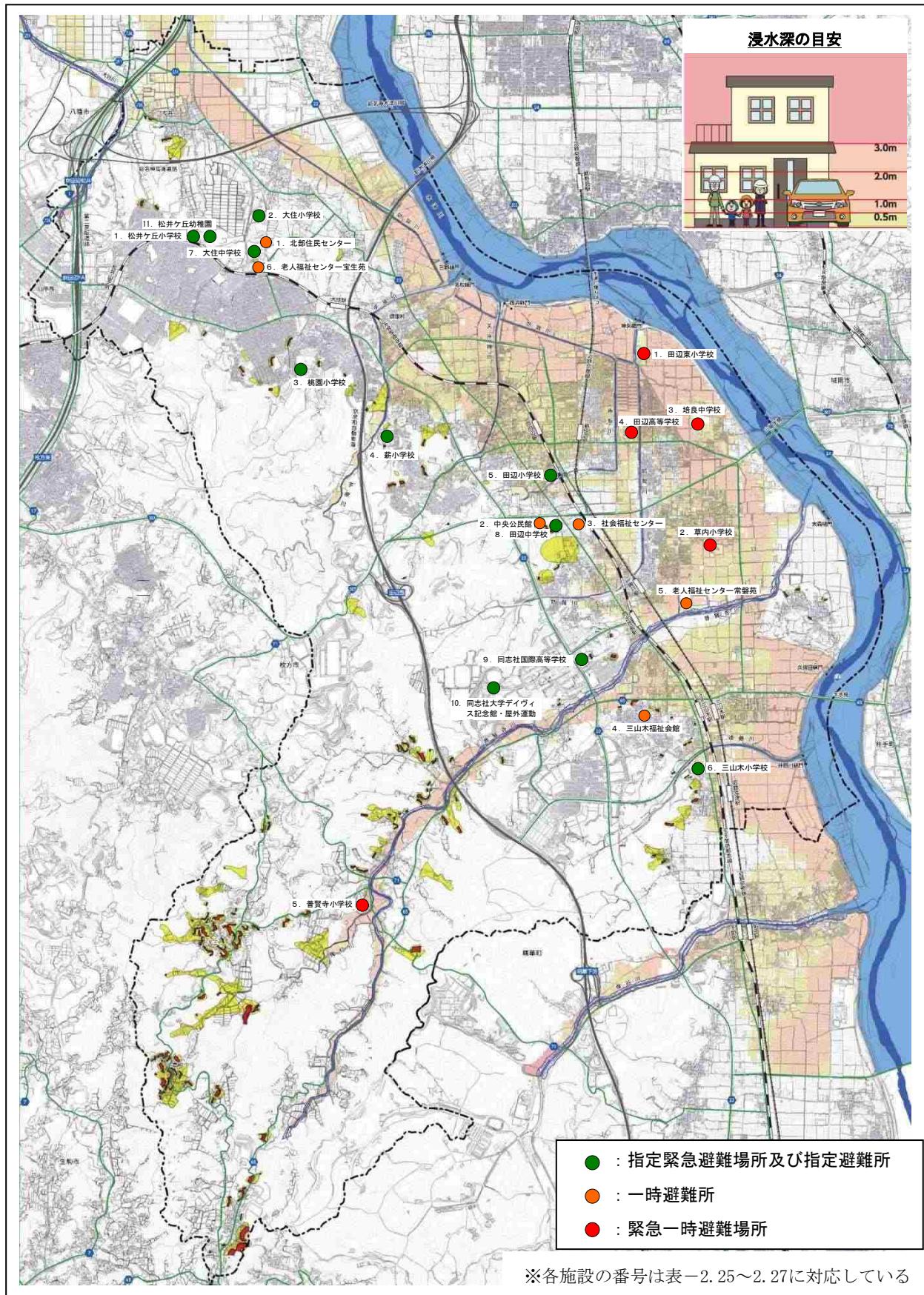
※上記の施設は、木津川氾濫時には木津川の浸水想定区域外に位置し、浸水の恐れは少ない。

■表-2.27【風水害時等】緊急一時避難場所（垂直避難）一覧表

番号	名称	所在地	電話番号	備考
1	田辺東小学校	東西ノ口60-2	62-4348	木津川の氾濫時には浸水（5.0m以上）の可能性がある
2	草内小学校	草内南垣内53	62-0054	木津川の氾濫時には浸水（0.5～3.0m未満）の可能性がある
3	培良中学校	東七反割3	62-9363	木津川の氾濫時には浸水（5.0m以上）の可能性がある
4	田辺高等学校	河原神谷24	62-0572	木津川の氾濫時には浸水（5.0m以上）の可能性がある
5	普賢寺小学校	水取門田6-1	65-0053	普賢寺川の氾濫時には浸水（1.0～2.0m未満）の可能性がある

※上記の施設は、浸水想定区域内にあるため、逃げ遅れた場合にのみ最上階に避難するものとする。

■図-2.4【風水害時等】指定緊急避難場所及び指定避難所、一時避難所、緊急一時避難場所位置図



■表-2.28(1) 浸水想定区域内の災害時要配慮者関連施設一覧及び情報伝達方法(1)

番号	施設名称	所 在 地	電話番号	FAX	情報伝達方法
1	京都田辺中央病院	田辺中央6-1-6	63-1111	63-2363	防災情報 FAX
2	京都田辺中央病院 健康管理センター	田辺中央6-1-6	63-1116	63-2803	防災情報 FAX
3	石丸医院	田辺中央3-2	62-2255	63-2360	防災情報 FAX
4	京都田辺記念病院	田辺戸絶1	63-1112	63-2535	防災情報 FAX
5	京都田辺記念病院 透析医療センター	田辺戸絶1	63-6000	63-6686	防災情報 FAX
6	河原こども園	河原神谷69	62-2681	62-2697	防災情報 FAX
7	草内保育所	草内五反田22-1	62-1054	62-2483	防災情報 FAX
8	普賢寺児童館	水取門田6-3	65-0153	65-0167	防災情報 FAX
9	グループホームふれあいの里 京田辺	宮津池ノ内36	68-1772	65-1080	防災情報 FAX
10	あじさいのもり京田辺	草内西垣内10	64-7080	62-7672	防災情報 FAX
11	グループホーム緑の風	草内塔ノ上35-1	64-3866	64-3866	防災情報 FAX
12	あん'ず京田辺「わくわく」	東西ノ口3	68-1838	68-1839	防災情報 FAX
13	あん'ず三山木	三山木中央9-8-8	63-8080	63-8008	防災情報 FAX
14	モモ	田辺中央3-2-6ブ ランドール102	65-9952	68-1817	防災情報 FAX
15	京田辺市障害者生活支援セン ターふらっと	河原食田10-23福 味ビル2F	68-1070	68-1071	防災情報 FAX
16	三山木保育所	三山木中央5-4-1	62-2055	62-2708	メール
17	田辺児童館	田辺鳥本102	63-1081	65-2106	防災情報 FAX ・メール
18	みみづく保育園	田辺尼ヶ池18	63-2335	63-2326	防災情報FAX
19	特別養護老人ホームセピアの園	飯岡南原41	65-4881	65-3841	防災情報FAX

■表-2.28(2) 浸水想定区域内の災害時要配慮者関連施設一覧及び情報伝達方法（2）

番号	施設名称	所 在 地	電話番号	FAX	情報伝達方法
20	特別養護老人ホームつつきの郷	三山木西ノ河原43-2	68-5155	62-6377	防災情報FAX ・メール
21	グループホームリエゾン健康村	大住大坪55-14	68-1765	68-1703	防災情報FAX ・メール
22	ニチイケアセンター京田辺	興戸北落延44-1	64-7450	64-7451	防災情報FAX
23	ディサービスセンター香琳	河原神谷7-1 (1階)	63-6118	63-5514	防災情報FAX
24	川東整形外科ディケアセンター	薪茶屋前31	64-7211	64-7212	防災情報FAX ・メール
25	医療法人翔隆会ディケアかんなび	河原御影30-40	64-7620	64-7680	防災情報FAX
26	栄仁会ディサービスでんでんむし	河原受田46-1	64-8205	64-8206	防災情報FAX ・メール
27	ディサービスみやまき	三山木中央四丁目6-6	63-6255	63-6256	防災情報FAX
28	すこやかサニーディサービス	草内西垣内9-1-106	46-9552	46-9553	防災情報FAX ・メール
29	サービス付き高齢者向け住宅やすらぎの里三山木	三山木中央3-3-5	63-8011	63-8012	防災情報FAX
30	三山木中央クリニック	三山木中央3-3-5	63-8001	63-8002	防災情報FAX
31	アイコラボレーション京都	田辺中央1-1-5 BITダイエイビル202	64-7474	66-1390	メール
32	ふっとぷりんつ	三山木中央三丁目3-3	63-3137	34-6234	防災情報FAX ・メール
33	児童ディサービスくれよん新田辺	三山木中央六丁目5-8	26-6835	26-6832	防災情報FAX
34	児童ディサービスくれよん三山木	三山木中央六丁目5-10	26-6835	26-6832	防災情報FAX ・メール

※水防法及び土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設を定めるもの。

■表-2.29 土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者関連施設一覧及び情報伝達方法

番号	施設名称	所 在 地	電話番号	F A X	情報伝達方法	土砂災害種別
1	ここリンク山城	興戸小モ詰 18-1	39-7113	65-4102	防災情報FAX ・メール	地すべり
2	たなべ緑の風作業所 第2ホーム緑の風	興戸御垣内 92、99	63-7892	63-0044	防災情報FAX ・メール	急傾斜地の 崩壊
3	共働Spaceふくろう工房	天王上垣内8-1	65-0184	65-0184	防災情報FAX ・メール	土石流
4	ソーシャルインクルー ホーム京田辺興戸	興戸御垣内 32-1	34-4673	34-4891	防災情報FAX ・メール	地すべり

※今後、区域が追加指定され、その区域内に災害時要配慮者施設が立地する場合には、その都度、情報伝達方法を定め、上表に記載するものとする。

■表-2.30 陸上自衛隊緊急要請窓口

※市長が直接自衛隊に通知する場合、以下のうちいずれかの部隊長に通知する。

陸上自衛隊第7普通科連隊長

種 別	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回 線	TEL (0773) 22-4141 (内線235)	TEL (0773) 22-4141 (内線302)
	FAX (0773) 22-4141 (内線299)	FAX (0773) 22-4141 (内線299)
衛生通信系防災 情報システム	衛星 7-835-8103 FAX 7-835-8100	衛星 7-835-8108 FAX 7-835-8100
	地上 8-835-8103 FAX 8-835-8100	地上 8-835-8108 FAX 7-835-8100

陸上自衛隊第4施設団長

種 別	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回 線	TEL (0774) 44-0001 (内線236)	TEL (0774) 44-0001 (内線223)
	FAX (0774) 44-0001 (内線231、240)	FAX (0774) 44-0001 (内線231、240)
衛生通信系防災 情報システム	衛星7-757-8109 FAX 7-757-8100 地上 8-757-8109 FAX 8-757-8100	衛星7-757-8101 FAX 7-757-8100 地上 8-757-8101 FAX 8-757-8100

■表-2.31 国土交通省直轄河川重要水防箇所一覧表

番号	種別	河川名	左右岸別	重要度	地點名	距離杭の目安
3304	堤体漏水	木津川	左	B	京田辺市大住	10.6 ~ 10.8
3204	基礎地盤漏水	木津川	左	B	京田辺市大住	10.6 ~ 10.8
3507	工作物	木津川	左	A	京田辺市大住	9.8 +100
3508	工作物	木津川	左	A	京田辺市大住	9.8 +150
3509	工作物	木津川	左	A	京田辺市薪	10.6 +25
3602	破堤防	木津川	左	要	京田辺市三山木	16.3 ~ 16.5
3706	旧川跡	木津川	左	要	京田辺市	8.1 ~ 8.3
3707	旧川跡	木津川	左	要	京田辺市大住	10.1 ~ 10.3
3708	旧川跡	木津川	左	要	京田辺市飯岡	14.7 ~ 14.9
3709	旧川跡	木津川	左	要	京田辺市飯岡	15.3 ~ 16.5

出典：京都府水防計画

出典：国土交通省重要水防箇所

■表-2.32 京都府重要水防区域及び重点警戒箇所一覧表

重要水防区域	河川名	(うち、特に重要な区域) 重要水防区間		延長 (m)	予想被害原因 及び 予想水防工法
		左右岸別	区間		
	手原川	左右	上関屋橋～木津川合流点	各 500	
	天津神川	左右	府道八幡木津線上流 300m～木津川合流点	各 1,350	
	馬坂川	(左右) 左右	(近鉄橋梁～2号橋梁) 一級起点～2号橋梁	各 100 各 600	決壊
	防賀川	左	一級起点～(新)興戸蛇ノ橋	720	
	防賀川	右	(旧)興戸蛇ノ橋～(新)興戸蛇ノ橋	120	
	普賢寺川	左右	JR橋梁～木津川合流点	各 2,000	
	遠藤川	左右	JR橋梁～木津川合流点	各 800	
重点警戒箇所	河川名	河川重点警戒箇所			重要水防区域 との重複
		左右岸別	区間	延長 (m)	
	防賀川	左右	(旧)興戸蛇ノ橋上流 150m～(新)興戸蛇ノ橋	各 270	一部区間
	馬坂川	左右	府道八幡木津線水路橋上流部～切り下げ完了区間	各 550	全区間
	天津神川	左 右	府道八幡木津線水路橋上流部～市道薪薪田辺線 府道八幡木津線水路橋上流部～市道薪薪田辺線	770 950	全区間

出典：京都府水防計画

■表-2.33 水防倉庫一覧表

水防倉庫名	場 所	構 造	面積(m ²)	設置年度
三 野	京田辺市大住吉田16番地1、20番地1	木造平屋	36.50	S 41
東田辺	京田辺市草内大東30番地12	鉄骨造平屋	108.00	H 13
南 部	京田辺市三山木中央四丁目11番地	鉄骨造平屋	68.68	H 22

■表-2.34 水防備蓄資材・器材一覧表

(資材)

資 材	消防署	三 野	東田辺	南 部	計
化繊土のう袋 (枚)	1,000	1,000	10,000	3,000	15,000
備蓄土のう (個)	300		300	200	800
木皮板 (枚)		100	200	100	400
杭 (0.9m) (m)		100	300	100	500
杭 (1.5m) (m)		100	300	100	500
杭 (1.8m) (m)		150	400	150	700
丸太 (m)			15	10	25
縄 (巻)		30	60	30	120
ビニールひも (巻)		30	40	30	100
ビニールシート (枚)	20	10	20	30	80
丸釘4インチ (kg)	10	10	10	10	40
かすがい (本)	100	100	100	100	400
番線 (kg)	20	10	20	10	60

(器材)

器 材	消防署	三 野	東田辺	南 部	計
コンクリートバーナー (枚)	10	20	20	20	70
土留鋼板 (枚)				100	100
スコップ (丁)	10	30	30	80	150
ジョレン鋏 (丁)	5	5	5	5	20
平鋏 (丁)	5	5	5	5	20
つるはし (丁)	2	2	2	2	8
掛矢 (丁)	5	5	10	5	25
蛸づち (丁)		2	2	2	6
金づち (丁)	5	5	5	5	20
のこぎり (丁)	5	5	5	5	20
かま (丁)	10	10	30	10	60
ペンチ (丁)	5	5	5	5	20
しの (丁)	5	5	5	5	20
クリッパー (丁)	5	5	5	5	20
鉄ハンマー (丁)				9	9

■表-2.35 災害時における道路規制基準

(異常気象時)

道路種別	路線名	規制基準（降雨）	
		通行規制（50k）	通行止
一般有料道路	第二京阪道路	基準なし	基準なし
	京奈和自動車道	連続雨量90mm以上	・連続雨量：200mm以上 又は ・組合せ雨量：連続雨量で140mmに達した後、一時間あたりの降雨が45mmを超えたとき

出典：西日本高速道路(株)関西支社所管の高速道路等の通行規制基準（令和5年8月17日現在）

(地震発生時)

道路種別	路線名	規制基準（地震）	
		通行規制（50k）	通行止
一般有料道路	第二京阪道路	計測震度 4.0以上5.0未満	計測震度 5.0以上
	京奈和自動車道		

出典：西日本高速道路(株)関西支社所管の高速道路等の通行規制基準（令和5年8月17日現在）

(強風時)

速度規制協議基準	通行止め基準
10分間平均風速15m/s以上で、必要と認められる場合。又は、強風に起因する飛散物等により車両の通行に支障がある場合。	10分間平均風速20m/s以上で、必要と認められる場合。又は、強風に起因する飛散物等により車両の通行が困難な場合

※ 但し、速度規制及び通行止めの最終判断は、交通管理者との協議によるものとする。

出典：西日本高速道路(株)関西支社所管の高速道路等の通行規制基準（令和5年8月17日現在）

■表-2.36(1) 京田辺市にかかる緊急輸送道路（耐震診断義務）

区分	道路種別	路線名	区間
府指定道路	高速道路	第二京阪道路	京都高速道路油小路線交点～大阪府境
		京奈和自動車道	城陽IC～木津IC
		新名神高速道路	城陽JCT～八幡京田辺JCT
市指定道路	一般国道	307号	京奈和自動車道交点（田辺西IC）～市役所

出典：京都府建築物耐震改修促進計画 ※市指定道路を除く

■表-2.36(2) 京田辺市にかかる緊急輸送道路（その他）

区分	道路種別	路線名	区間
府指定道路	高速自動車国道	新名神高速道路	城陽 I C～八幡京田辺 I C
	その他有料道路等	第二京阪道路	京都市境～大阪府境
		京奈和自動車道	城陽 I C～木津 I C
	一般国道 (指定区間)	1号	京都市境～大阪府境（バイパス）
	一般国道 (指定区間外)	307号	国道24号交点～田辺西 I C 田辺西 I C～大阪府境
	主要地方道	八幡木津線	国道1号交点（京阪国道）交点～京田辺市道薪新田辺線交点 京田辺市道薪新田辺線交点～木津川市道木713号相楽台16号線交点
	市町村道	京田辺市道薪新田辺線	八幡木津線（山手幹線）交点～八幡木津線（現道）交点

出典：京都府地域防災計画（震災対策計画編）

■表-2.37 公用車保有状況一覧表

	バ ス	乗用車			貨物			特殊				原 付	電 気	自 転 車	合 計	緊 急 指 定
		普 通	小 型	輕	普 通	小 型	輕	大 型	普 通	小 型	輕					
安心まちづくり室									1		1				2	2
秘書広報課							1								1	
管財課	1	3	4	7		1	15								31	
社会福祉課			1				2						1	4		
障がい福祉課							1								1	
子育て支援課					1			3						2	6	
高齢者支援課							10						6		16	
介護保険課					3			2							5	
健康推進課												1			1	
都市整備課					1		1	2							4	
施設管理課							3			1	1				5	
農政課							1								1	
環境課							1		1						2	1
清掃衛生課							2								2	
甘南備園					6	7	2		8						23	
緑泉園							2				1				3	
経営管理室							2					1	1		4	
上水道課					1	1	5		2		1				10	3
下水道課			1			1	2						1		5	
薪浄水場						1	2								3	
消防本部		1				1	1	3	10		1	4			21	14
消防団											30				30	30
教育総務室		1	1				1								3	
学校教育課	1														1	
学校給食課					2		1								3	
中央公民館							1								1	
北部住民C							1								1	
中部住民C							1								1	
中央図書館							1		1						2	
野外活動C							1								1	
合計	3	5	7	12	9	13	68	3	23	1	36	5	6	3	194	50

(令和7年3月31日現在)

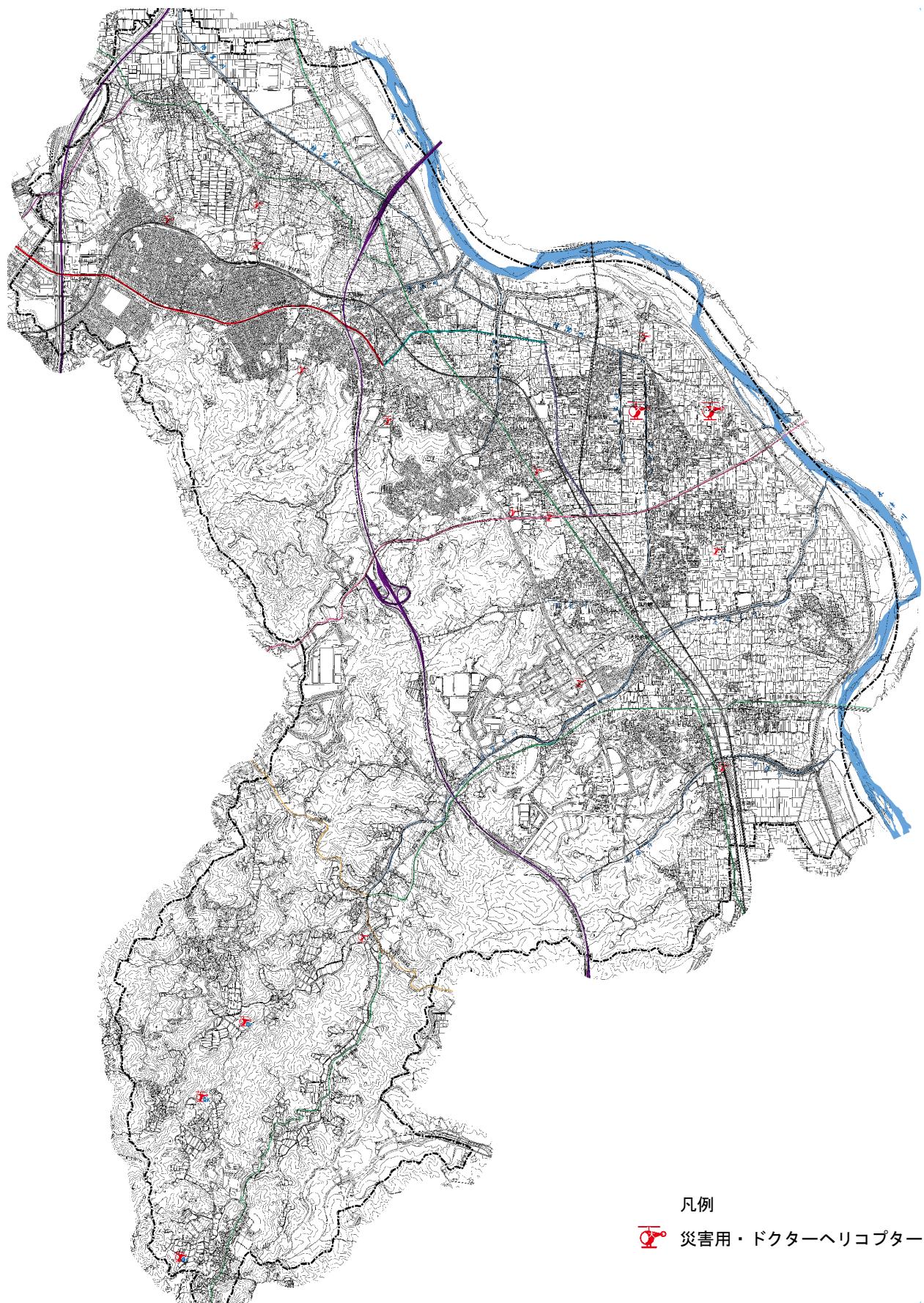
■表-2.38 西日本旅客鉄道株式会社要請窓口

区分	昼 間	夜 間
京滋支社	総務企画課 (075) 682-8003 鉄道電話(078) 3903	輸送指令 (06) 6376-6181 鉄道電話(071) 2558
阪奈支社	総務課 (075) 627-8211 鉄道電話(074) 3623	輸送指令 (06) 6376-6181 鉄道電話(071) 2534

■表-2.39 災害用・ドクターへリコプター発着予定場所一覧表

番号	発着予定場所	所 在 地	電話番号	面積(m ²)	備 考
1	松井ヶ丘小学校グラウンド	大住上西野18-2	62-8888	6,590	小型
2	大住小学校グラウンド	大住池平88	62-0046	6,776	中型
3	桃園小学校グラウンド	大住仲ノ谷12-1	63-6335	6,878	小型
4	薪小学校グラウンド	薪堀切谷1	63-2000	8,589	小型
5	田辺小学校グラウンド	田辺鳥本102	62-0044	6,567	小型
6	田辺東小学校グラウンド	東西ノ口60-2	62-4348	8,919	小型
7	草内小学校グラウンド	草内南垣内53	62-0054	7,286	小型
8	三山木小学校グラウンド	宮津宮ノ下4-3	62-1055	6,661	小型
9	普賢寺小学校グラウンド	水取門田6-1	65-0053	4,415	小型
10	大住中学校グラウンド	大住池平2	62-8889	11,500	小型
11	田辺中学校グラウンド	興戸北鉢立21	62-0021	17,320	小型
12	培良中学校グラウンド	東七反割3	62-9363	12,627	大型 (府消防防災課H9.8.21指定)
13	田辺高等学校グラウンド	河原神谷24	62-0572	20,712	大型
14	同志社国際高等学校グラウンド	多々羅都谷60	65-8911	18,200	小型
15	田辺公園(多目的運動広場)	田辺丸山 他		85,006	小型
16	打田区民広場	打田池谷123		5,729	ドクターへリ、中型
17	高船農村広場	天王大尾45-5		3,609	ドクターへリ、中型
18	天王農村広場	天王大谷37		3,771	ドクターへリ、中型

■図-2.5 災害用・ドクターヘリコプター発着予定場所位置図



■表-2.40 炊き出し予定施設一覧表

	立体炊飯器(台)	能力(kg)	ガス	合計炊飯能力(kg)
大住小学校	3	21	LPG	63
田辺小学校	4	21	LPG	84
草内小学校	3	21(1台) 14(2台)	LPG	49
三山木小学校	5	21	LPG	105
普賢寺小学校	2	14	LPG	28
田辺東小学校	3	21	都市ガス	63
松井ヶ丘小学校	5	21	LPG	105
薪小学校	4	21	LPG	84
桃園小学校	4	21	LPG	84

■表-2.41 飲料水供給水源一覧表

施設名	水源	日取(淨)水量(m ³)	給水区域
大住浄水場	深井戸	4,646	大住地区 田辺地区・一休ヶ丘 薪
薪浄水場	浅井戸・深井戸・ 伏流水・浄水受水	20,304	松井ヶ丘・大住ヶ丘 花住坂・山手 府営田辺団地・河原
宮ノ口受水場	浄水受水	10,056	三山木地区・興戸 草内・東 普賢寺地区
普賢寺浄水場	深井戸・浄水受水	500	普賢寺地区

■表-2.42 配水池一覧表

施設名	貯水能力(m ³)
大住低区配水池	1,700
大住高区配水池	2,500
松井ヶ丘配水池	6,200
田辺低区配水池	6,500
田辺高区配水池	1,250
南田辺北配水池	1,910
同志社配水池	3,000
黒岩配水池	300
天王配水池	160
高船配水池	80
打田配水池	105

■表-2.43 応急給水用機器一覧

応急給水用機器	保 有 数
給水タンク 3,000 ℥ (加圧装置付)	1 基
〃 1,500 ℥	1 基
〃 1,000 ℥	1 基
ポリタンク 500 ℥	44個
ポリ容器 10 ℥	100個
非常用給水袋 6 ℥	8,000袋
小型発電機 (100V用)	1 台
自転車搭載型浄水装置	1 台

■表-2.44 京田辺市上下水道協同組合の所在・連絡先

名 称	所 在 地	連絡先	
京田辺市上下水道協同組合	京田辺市田辺大藪7-4 (浜新田水源地内)	TEL	(0774) 62-6989
		FAX	(0774) 62-7793

■表-2.45(1) 災害時における生活必需品等及び応急復旧資材の市内調達先一覧 (1)

品目群	品目	小売店等名	所在地	電話番号	調達可能数量
被服	幼児服	株平和堂アル・プラザ京田辺	田辺中央5丁目2-1	64-1200	緊急時すぐ調達
		ダイキ(株)	草内大東47-1	64-8620	1,000双
		ホームセンターコーナン京田辺店	興戸町田28	64-8557	1,200双
		株平和堂アル・プラザ京田辺	田辺中央5丁目2-1	64-1200	緊急時すぐ調達
	ジヤージ	株平和堂アル・プラザ京田辺	田辺中央5丁目2-1	64-1200	緊急時すぐ調達
		ホームセンターコーナン京田辺店	興戸町田28	64-8557	20枚
		株平和堂アル・プラザ京田辺	田辺中央5丁目2-1	64-1200	緊急時すぐ調達
	毛布	ホームセンターコーナン京田辺店	興戸町田28	64-8557	3枚
		株平和堂アル・プラザ京田辺	田辺中央5丁目2-1	64-1200	緊急時すぐ調達
	寝具	ホームセンターコーナン京田辺店	興戸町田28	64-8557	3枚
		株平和堂アル・プラザ京田辺	田辺中央5丁目2-1	64-1200	緊急時すぐ調達
		ホームセンターコーナン京田辺店	興戸町田28	64-8557	3枚
日用品等	タオル	ダイキ(株)	草内大東47-1	64-8620	50枚
		ホームセンターコーナン京田辺店	興戸町田28	64-8557	100枚
		株平和堂アル・プラザ京田辺	田辺中央5丁目2-1	64-1200	緊急時すぐ調達
	トイレットペーパー	(株)村雲商店	普賢寺上大門40	62-4374	300個
		竹村商店	田辺沓脱63	62-0466	5,760個
	ティッシュペーパー	(株)村雲商店	普賢寺上大門40	62-4374	300個
	ごみ袋	(株)村雲商店	普賢寺上大門40	62-4374	1,000枚
	バケツ	(株)村雲商店	普賢寺上大門40	62-4374	20個
	生理用品	ダイキ(株)	草内大東47-1	64-8620	50枚
		ホームセンターコーナン京田辺店	興戸町田28	64-8557	100枚
		株平和堂アル・プラザ京田辺	田辺中央5丁目2-1	64-1200	緊急時すぐ調達
	ポリタンク	(株)村雲商店	普賢寺上大門40	62-4374	20個
	使い捨てカイロ	ダイキ(株)	草内大東47-1	64-8620	1,000個
		(株)村雲商店	普賢寺上大門40	62-4374	500個
	運動靴	ダイキ(株)	草内大東47-1	64-8620	50足
		ホームセンターコーナン京田辺店	興戸町田28	64-8557	50足
		株平和堂アル・プラザ京田辺	田辺中央5丁目2-1	64-1200	緊急時すぐ調達

■表-2.45(2) 災害時における生活必需品等及び応急復旧資材の市内調達先一覧 (2)

品目群	品目	小売店等名	所在地	電話番号	調達可能数量
食器等	皿	株平和堂アル・プラザ京田辺	京田辺中央5丁目2-1	64-1200	緊急時すぐ調達
	ほ乳ビン	株平和堂アル・プラザ京田辺	京田辺中央5丁目2-1	64-1200	緊急時すぐ調達
	鍋	竹村商店	京田辺沓脱63	62-0466	20個
		株村雲商店	普賢寺上大門40	62-4374	5個
	包丁	株村雲商店	普賢寺上大門40	62-4374	5丁
		ダイキ(株)	草内大東47-1	64-8620	20丁
		ホームセンターコーナン京田辺店	興戸町田28	64-8557	30丁
	まな板	株村雲商店	普賢寺上大門40	62-4374	5枚
		ダイキ(株)	草内大東47-1	64-8620	30枚
	ヤカン	竹村商店	京田辺沓脱63	62-0466	20個
	缶切り	竹村商店	京田辺沓脱63	62-0466	20個
光熱材	簡易ライター	ダイキ(株)	草内大東47-1	64-8620	100個
	マツチ	ダイキ(株)	草内大東47-1	64-8620	50箱
	ロウソク	ダイキ(株)	草内大東47-1	64-8620	1,000本
	灯油	株平和堂アル・プラザ京田辺	京田辺中央5丁目2-1	64-1200	50kl
	乾電池	株村雲商店	普賢寺上大門40	62-4374	50個
		ホームセンターコーナン京田辺店	興戸町田28	64-8557	100個
	懐中電灯	ホームセンターコーナン京田辺店	興戸町田28	64-8557	50個
	卓上ガスコンロ	ダイキ(株)	草内大東47-1	64-8620	20個
		株村雲商店	普賢寺上大門40	62-4374	20個
		ホームセンターコーナン京田辺店	興戸町田28	64-8557	50個
	カセットホンヘ	ダイキ(株)	草内大東47-1	64-8620	300個
		株村雲商店	普賢寺上大門40	62-4374	150個
		ホームセンターコーナン京田辺店	興戸町田28	64-8557	300個
応急復旧資材	セメント	ホームセンターコーナン京田辺店	興戸町田28	64-8557	50袋
	畳	株平和堂アル・プラザ京田辺	京田辺中央5丁目2-1	64-1200	5畳
	釘	ホームセンターコーナン京田辺店	興戸町田28	64-8557	20kg
	トタン板	ダイキ(株)	草内大東47-1	64-8620	30枚

資料：災害時における生活必需品等及び応急復旧資材の調達先一覧抜粋（平成19年3月現在：京都府）

■表-2.46 し尿、ごみ処理施設一覧表

施設名	所在地	種別	処理能力
環境衛生センター緑泉園	京田辺市草内禅定寺4	し尿	26kℓ／日
環境衛生センター甘南備園	京田辺市田辺ボケ谷58	可燃ごみ	80t／16h
		粗大ごみ、不燃ごみ、缶類、ペットボトル、剪定枝等	16t／5h
環境衛生センター天王碧水園	京田辺市天王奥別所37	一般廃棄物最終処分場	62,000m ³

■表-2.47 委託業者のし尿収集車保有台数一覧表

名 称	所 在 地	電話番号	保有台数
平安衛生開発(株)	京田辺市多々羅中垣内7	(0774) 62-1732	3台

■表-2.48 委託業者のごみ収集車保有台数一覧表

名 称	所 在 地	電話番号	保有台数	
			2 トン パッカー	2 トン ダンプ
平安衛生開発(株)	京田辺市多々羅中垣内7	(0774) 62-1732	3台	3台
城南衛生(株)	京田辺市三山木南山25-7	(0774) 62-9000	3台	2台
(株)西田清掃	綴喜郡井手町大字井手小字野神1-3	(0774) 82-3063	2台	1台
(有)フシミ	京都市伏見区深草加賀屋敷町14-26	(075) 601-6714	2台	1台
ホームケルン(株)	京田辺市大住池島48-1	(0774) 63-7155	3台	0台

■表-2.49 防疫薬品の調達先一覧表

名 称	所 在 地	電話番号
(有)北出商店	京都市東山区大和大路通五条上ル東入池殿町205番地	(075) 561-3924
丸安産業(株)	大阪市中央区道修町1-7-1北浜コニシビル	(06) 6203-3032
(株)メディセオ京都中央支店	京都市中京区西ノ京下合町4-1	(075) 803-1840
(株)増田医科器械店 京都本社	京都市伏見区竹田藁屋町50番地	(075) 623-7111
石田化学工業(株)	京都市南区吉祥院落合町13番地	(075) 661-3611
中尾薬品(株)	大阪市北区天満4-6-20	(06) 6358-1791
(株)ケーエスケー 京都支店	京都市中京区西ノ京東中合町74番地	(075) 802-1500
スズケン(株) 京都支店	京都市右京区西院東中水町11番地	(075) 314-9235
(株)K i s t	京都市伏見区横大路一本木19番地	(075) 602-7311
京榮薬品(株)	京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町263・264番地	(075) 231-3191
(株)北村	京都市中京区油小路通二条下ル油小路町291番地	(075) 221-6695
(株)日吉	滋賀県近江八幡市北之庄町908番地	(0748) 32-5111
アルフレッサ(株) 京都第三支店	京都市伏見区中島北ノ口町25番地	(075) 623-5206
川本産業(株)	大阪市中央区谷町2-6-4谷町ビル	(06) 6943-8213
京都和光純薬(株)	京都市南区吉祥院稻葉町31番地1	(075) 661-3591

■表-2.50 遺体安置所予定施設

名 称	所 在 地	電話番号
田辺中央体育館	京田辺市田辺丸山19	62-1501

■表-2.51 火葬場一覧

名 称	所 在 地	電話番号
宇治市斎場	宇治市宇治金井戸7番地の37	(0774) 39-9203
京都市中央斎場	京都市山科区上花山旭山町19番地の3	(075) 561-4251
飯盛斎場	四條畷市大字下田原2457番地	(0743) 78-2951
枚方市立やすらぎの杜	枚方市車塚1丁目1番30号	(072) 857-4123
寝屋川市立寝屋川斎場	寝屋川市池の瀬町5番2号	(072) 831-2131

■表-2.52 電気施設被災時の連絡・通報先

連絡・通報先	電話番号
関西電力送配電株式会社 京都本部 伏見配電営業所	075-611-2138
関西電力送配電株式会社 コンタクトセンター	0800-777-3081

■表-2.53 通信施設被災時の連絡・通報先

連絡・通報先	電話番号
N T T 西日本株式会社	113
N T T 西日本株式会社 京都支店	(075) 842-9463

■表-2.54 ガス施設被災時の連絡・通報先

連絡・通報先	電話番号
大阪ガスネットワーク株式会社 地域事業部 北東部事業部	(072) 966-5314

■表-2.55 鉄道施設被災時の連絡・通報先

連絡・通報先	電話番号
西日本旅客鉄道株式会社 " 阪奈支社施設課 " 京田辺駅	(06) 6627-8248 62-1117
近畿日本鉄道株式会社 鉄道事業本部 安全管理部 " 新田辺駅	(06) 6775-3503 62-0058

■表-2.56 災害復旧事業の標準進捗率表

区分	年度	当 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度	第 4 年 度	計
河川等災害復旧事業		85%	14%	1%	—	100%

■表-2.57 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助率表

区分	普通補助率(%)	高率補助率(%)	
		1次	2次
農地農業用設	農 地	50	80 90
	農 業 用 施 設	65	90 100
	関 連 事 業	50	— —
林業用施設	林 地 荒 廃 防 止 施 設	65	— —
	林 道 奥 地 幹 線 林 道	65	90 100
		50	75 85
共 同 利 用 施 設		20	— —

■表-2.58 農林水産業施設激甚災害復旧事業費嵩上補助率表(農地農業用施設)

1 戸当たりの通常補助控除額の総額	嵩上補助率
10,000円を超える部分	70%
20,000円を超える部分	80%
60,000円を超える部分	90%

■表-2.59 農林水産業施設激甚災害復旧事業費嵩上補助率表(林道)

1 m当たりの負担額	嵩上補助率
110円を超える部分	70%
200円を超える部分	80%
500円を超える部分	90%

■表-2.60 農林水産業施設激甚災害復旧事業費嵩上補助率表(共同利用施設)

区分	1箇所当たりの工事費	補助率	
		40万円までの部分	40万円を超える部分
激甚地域内	13万円以上	40%	90%
激甚地域外	40万円以上	30%	50%

■表-2.61 天災融資法に基づく融資

資金の種類	貸付対象者	貸付利率	貸付限度額(万円)	償還期間(うち据置期間)
種苗、肥料、飼料、農薬、家畜、小農機具等の購入などの経営資金	被害農業者	(天災の都度決定)	個人 200～250 (果樹・家畜500～600) 法人 2,000 (果樹・家畜2,500)	3～7年以内
被害を受けた施設、在庫品の補てん費用	被害組合・連合会	(天災の都度決定)	組合 2,500～5,000 連合会5,000～7,500	

■表-2.62 農業近代化資金による融資(農業災害復旧資金)

資金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	貸付利率(年%)	貸付限度額(万円)	償還期間	融資率等
農業災害復旧資金	農業近代化資金で指定する、建構築物、果樹、花き、花木の受けた災害復旧	知事が指定した天災により被害を受けた農業者及びその組織する団体	5年間 2.3	農業近代化資金に同じ	農業近代化資金に同じ	農業近代化資金に同じ

■表-2.63 株式会社日本政策金融公庫の融資

資金の種類	貸付対象者	貸付利率(年%)	貸付限度額(万円)	償還期間	据置期間
農林漁業セーフティネット資金	認定農業者、一定の所得要件を満たすその他の農業者	0.16 (平成31年2月21日現在)	600万円 (簿記記帳を行っている者に限り、「特認」による所定の範囲内での拡大あり)	10年以内 据置期間を含む	3年以内

■表-2.64(1) 被害程度の認定基準（1）

分類	用語	被害程度の認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

■表-2.64(2) 被害程度の認定基準（2）

分類	用語	被害程度の認定基準
住家被害	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	床上浸水	全壊・半壊には該当しないが、住家の床より上に浸水したもの又は、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	浸水が住家の床上以上に達しない程度のもの。
非住家被害	非住家被害	住家以外の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
	田 冠水	稻の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑 流失・埋没	田に準ずる。
	冠水	
文教施設		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設。

■表-2.64(3) 被害程度の認定基準（3）

分類	用語	被害程度の認定基準
非住家被害	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもの。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、廃棄物埋立護岸又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	林地崩壊	森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃渓流数の合計数とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。

■表-2.64(4) 被害程度の認定基準（4）

り災世帯等	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	被災者数	被災世帯の構成員とする。
被害金額	公共文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、水道、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
その他	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

■表-2.65(1) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間（1）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考	
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@10,000円（税込）／泊・人以内とするが、これより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）	
避難所の設置	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかつたと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上	
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	建設型 応急住宅	1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		賃貸型 応急住宅	1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事できない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上	

■表-2.65(2) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間（2）

救助の種類	対象	費用の限度額		期間	備考			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日から10日以内 2 下記金額の範囲内	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
		全壊 全流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500
		半壊 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500
		全壊 全流失	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300
		半壊 床上浸水	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上				
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊娠等の移送費は、別途計上				
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明或いは行方不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上				
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1 左記の者からの相談対応等消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費(工事費を含む。)として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	令和7年7月1日から施行 輸送費、人件費は、別途計上				
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり 53,900円相当	災害発生の日から10日以内					
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住宅が半壊(焼)し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することができ困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3ヶ月以内					
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から(教科書)1ヶ月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。				

■表-2.65(3) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間（3）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12才未満） 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄・消毒等） 1体当たり、3,700円以内 一時保存： ・既存建物借上費：通常の実費 ・既存建物以外：1体当たり 5,900円以内 検査、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去するとのできない者	市町村内において障害物の除去を行つた1世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 食品の供与及び飲料水の供給 6 死体の搜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行ふのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超える6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超える1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超える2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超える3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超える5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

（令和7年7月9日現在）

■表-2.66 気象庁震度階級関連解説表

(人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況)

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てて。座りの悪い位置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い位置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(木造建物(住宅)の状況)

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分した。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 本表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(鉄筋コンクリート建物の状況)

震度階級	鉄筋コンクリート建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■表－2.67 京田辺市内の震度観測所一覧表

(京都府)

設置場所	観測所名	観測器種類
京田辺市消防本部	京田辺市田辺	京都府震度計